

2022（令和4）年度留学生調査 記入要領

大学（大学院を含む）・短期大学・高等専門学校用

2022（令和4）年度留学生調査の回答にあたって	1
--------------------------	---

記入要領

【1】2022（令和4）年度外国人留学生在籍状況調査	11
【2】2021（令和3）年度外国人留学生進路状況調査	23
【3】2021（令和3）年度日本人学生留学状況調査	35
【4】2021（令和3）年度外国人留学生年間受入れ状況調査	41
【5】2021（令和3）年度短期教育プログラムによる外国人学生受入れ状況調査	45

各種コード表

1. 都道府県コード表	51
2. 在籍調査コード整合性確認一覧表	52
3. 国・地域コード表	53
4. 大学（学部）専攻区分コード	54
5. 大学院（研究科）専攻区分コード	60
6. 短期大学（本科）専攻区分コード	66
7. 高等専門学校専攻区分コード	67

直前の在籍機関コード別表

① 在外教育施設	68
② 海外に所在する準備教育課程を設けている教育施設の当該課程	68
③ 準備教育課程を設けている教育施設の当該課程A	69
④ 準備教育課程を設けている教育施設の当該課程B	69
⑤ 日本語教育機関	70

独立行政法人 日本学生支援機構（JASSO）

2022（令和4）年度留学生調査の回答にあたって

1. 留学生調査について

- (1) 本調査は、個々の留学生の個人情報収集のためのものではなく、個人の特定ができない方式で回収したデータを基に統計調査を行うものです。
- (2) 調査の結果は、統計データの集計結果として、(独)日本学生支援機構ホームページ等で公表いたします。
- (3) 調査の結果は、文部科学省高等教育局学生・留学生課へ報告いたします。また、一般等から問い合わせがある場合には、適宜開示することになりますので、予めご了承願います。

2. 提出について

(1) 調査対象について

調査票 様式	調査名等	対象機関			調査対象概要 (詳細は記入要領各ページを参照)
		大学(大学院 を含む)	短期大学	高等専門 学校	
	留学生調査 総括票	○	○	○	必ず提出
様式1	外国人留学生在籍状況調査	○	○	○	2022年5月1日現在、外国人留学生の在籍がある学校
様式2	外国人留学生進路状況調査	○	○	○	2021年度に外国人留学生の卒業(修了)があった学校
様式3	日本人学生留学状況調査	○	○	○	2021年度に日本人学生の海外留学があった学校
様式4	外国人留学生年間受入れ状況調査	○	○	○	2021年4月1日から2022年3月31日の間に、外国人留学生が在籍していた学校
様式5	短期教育プログラムによる外国人学生受入れ状況調査	○	○	-	2021年度中に短期プログラムで外国人学生の受入れのあった学校

- ・ 調査対象がない場合でも、**留学生調査総括票**は必ず提出してください(総括票のみで結構です)。
- ・ 総括票以外の調査票については、調査対象者がいる場合のみご提出ください。
※入力のない調査票を送付する必要はありません。
- ・ 連合研究科については、基幹大学でご回答ください。
- ・ 大学院を設置する大学については、大学院分もまとめて調査票に入力してください。
- ・ 学部等が複数ある大学等は、学校事務局本部・担当部局が各学部等の調査内容を一つに取りまとめてください。
- ・ 短期大学(部)が4年制大学に併設されている場合については、短期大学(部)分は別途作成していただき、提出の際も2件に分けてご提出ください。

(2) 学校コードについて

- ・ 調査票の提出に際し、本機構の定める「学校コード」をご入力ください。「学校コード表」は以下のホームページに掲載しています。
<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/educational/survey/ryugakuseichosa/daigaku/index.html>
- ・ 貴学(校)の学校コードは、本資料一式を送付した封筒の宛名ラベル右下(数字6桁)にも印字されています。

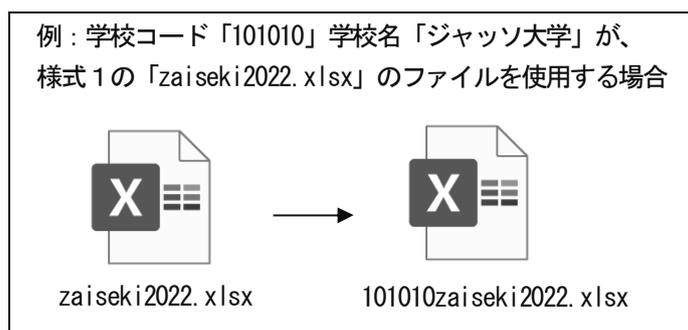
(3) 提出の手順について

①調査票のダウンロード・保存

- 各調査票を「日本留学情報サイト」の以下のページからダウンロードしてください。
<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/educational/survey/ryugakuseichosa/daigaku/index.html>
<日本留学情報サイトトップページ → 教育機関関係者の方へ → 留学に係る調査 →
→ 留学生調査 → 大学・短期大学・高等専門学校 >

調査票様式	調査名等	調査票ファイル名
	留学生調査 総括票	soukatsu2022.xlsx
様式1	外国人留学生在籍状況調査	zaiseki2022.xlsx
様式2	外国人留学生進路状況調査	shinro2022.xlsx
様式3	日本人学生留学状況調査	nippon2022.xlsx
様式4	外国人留学生年間受入れ状況調査	nenkan2022.xlsx
様式5	短期教育プログラムによる外国人学生受入れ状況調査	program2022.xlsx

- 様式をダウンロードし、ファイル名を以下のように、冒頭に学校コード（半角数字6桁）を付けたものに変更し、保存してください。
- 調査票を保存するときには、ファイルの保存形式を、「.xlsx」ファイルとして保存してください。



②調査票の入力

- 記入要領を参照し、各調査票に入力ください。
- 調査回答用のエクセルファイルには、入力用シートのほか、記入例を記載したシート、入力完了後に、国・地域別の集計結果が確認できる「国・地域確認用（入力不可）」シートがあります。
- 「(様式1) 外国人留学生在籍状況調査」、「(様式2) 外国人留学生進路状況調査」、「(様式3) 日本人学生留学状況調査」、「(様式5) 短期プログラムによる外国人学生受入れ状況調査」については、入力用シートの「【1】入力票」に調査対象学生の情報を1人あたり1行ずつコード番号で入力します。入力したコード番号の内容は、「【2】入力内容確認表（入力不可）」に表示され、存在しないコード番号や整合性がとれないコードが入力された場合または未入力の場合、「エラー」が自動表示されますので、ご確認の上、「【1】入力票」の該当箇所を訂正ください。
- 「(様式4) 外国人留学生年間受入れ状況調査」については、該当する外国人留学生の人数を集計し、集計した人数を入力します。
- 「計」の欄は、計算式により合計が自動計算されますので、数値は入力できません。
- 英数字は全て「半角」で入力してください。集計の都合上、あらかじめ設定されている項目名や書式・幅等は変更しないでください。また、シートの追加や削除等の設定変更も行わないようお願いいたします。
- 明らかな誤入力・誤記入については、本機構で修正させていただく場合がありますので、予めご了承願います。

③調査項目についてのご質問

- ・ 「よくある質問集 (Q&A)」を「日本留学情報サイト」の以下のページに掲載しています。それでも解決しない場合は、同ページにある「留学生調査に係る質問受付フォーム」からご登録をお願いいたします。
<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/educational/survey/ryugakuseichosa/daigaku/index.html>

④調査票の提出

入力済みの調査票をオンライン調査システム (J-LINES) にてご提出ください。(提出方法は5～8ページを参照してください。)

- ・ 公文書や事務連絡文書等は特に必要ありません。総括票及び各調査票のみご提出ください。
- ・ オンライン調査システム (J-LINES) で提出した調査票を FAX 又は郵送で再度提出する必要はありません。
- ・ 内容について、後日、照会させていただくことがありますので、提出ファイルの控えを、記入要領とともに、必ず保管してください。
- ・ オンライン調査システムでの提出が難しい事情がある場合は、お手数ですが、企画調査係宛に事前にご連絡ください。

(4) 提出期限

令和4年9月10日(土曜日) 必着です。

[本調査についての照会先]

ご不明な点等がございましたら、以下の照会フォームより、お問合せください。

<https://www.online-system.jasso.go.jp/survey/chosa2022/ja>

(独) 日本学生支援機構 留学生事業部留学情報課 企画調査係

〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1

電話 03-5520-6111

FAX 03-5520-6121

Eメール: chosa-ryugaku@jasso.go.jp

※調査票の回答はメールでは受けられませんので、ご注意ください。

2021年度（昨年度）調査との主な変更点

昨年度調査との主な変更点は、次のとおりです。各記入要領を参照し、間違いのないように入力してください。

○【1】「外国人留学生在籍状況調査」

- ・「留学生区分コード」の私費外国人留学生のうち、「学習奨励費受給留学生 200」を廃止し、「上記以外の私費外国人留学生 270」に統一しました。

【留学生区分コード】

私費外国人 留学生	学習奨励費受給留学生	2	0	0
	外国政府派遣留学生	2	1	0
	人材育成奨学計画（JDS）（旧：人材育成支援無償事業）による留学生	2	2	0
	日韓共同理工系学部留学生/韓国政府負担	2	3	0
	大学等間交流協定留学生	2	6	0
	上記以外の私費外国人留学生	2	7	0

- ・「短期留学生コード」のうち、「短期留学生」について、「海外留学支援制度（協定受入）」と「上記以外」について統一し、「留学期間」ごとにコードを区分することとしました。

【留学期間コード】

		変更前		変更後			
短期 留学生	海外留学支援制度 （協定受入）	1か月未満	1	1	1か月未満	3	1
		1か月以上3か月未満	1	2	1か月以上3ヶ月未満	3	2
		3か月以上6か月未満	1	3			
		6か月以上1年以内	1	4			
	上記以外	1か月未満	2	1	3か月以上6か月未満	3	3
		1か月以上3か月未満	2	2			
		3か月以上6か月未満	2	3	6か月以上1年未満	3	4
		6か月以上1年以内	2	4			
短期留学生以外		8	8	1年以上	8	8	

○【2】「外国人留学生年間受入れ状況調査」

個人単位での回答（対象外国人留学生1人につき1行ずつの回答）は行わず、出身国・地域別の人数を回答する方法に変更しました。調査の対象となる外国人留学生の定義に変更ありません。

○【3】「外国人留学生学位授与状況調査」（廃止）

本調査については、調査の一定の目的を達成したと考えられることから、学校の事務負担軽減を鑑み、令和3年度をもって終了いたしました。これまでご協力いただきありがとうございました。

《オンライン調査システムについて》

本システムの機能を用いて集計作業を行う関係で、電子メールでの調査票の提出は受付できませんので、ご注意ください。

※オンライン調査システムでの提出が難しい事情がある場合は、お手数ですが、企画調査係宛（03—5520—6111）に事前にご連絡ください。

＜オンライン調査システムの動作確認済み環境＞

項目	バージョン
OS	Windows10、macOS10 以上
ブラウザ	Google Chrome、Microsoft Edge、Firefox、Safari の各最新バージョン
その他	Excel：2010、2013、2016、2019 Word：2010、2013、2016、2019 PowerPoint：2010、2013、2016、2019

オンライン調査システム（J-LINES）関連の特設ページ（ログイン画面を含む。）は、日本留学情報サイトの以下のホームページからお入りください。

<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/educational/onlinesystem/index.html>

＜日本留学情報サイトトップページ → 教育機関関係者の方へ → オンライン調査システム（J-LINES）＞

セキュリティの強化のため、2段階承認システム（共通ログイン画面の認証を経て、個別ログイン画面に遷移）を導入しています。

【 共通ログイン画面認証用の ID 及びパスワードについて 】

本機構発信の調査の依頼文に同封している「オンライン調査システムのログインについて」に記載しています。
※共通ログイン ID 及びパスワードは本機構にて1年ごとに更新し、その都度お知らせするものになります。

【 個別ログイン画面認証用の ID 及びパスワードについて 】

ID は固定（変更不可）となりますが、パスワードについては貴学（校）にて、設定変更・管理いただいているものになります。

ID 及び初期パスワードは、本システムを初めて導入した2019年度の本調査実施時（2019年6月下旬）に各学校の留学生調査担当部署宛に送付しています。

※各学校にてパスワードを変更している場合は、変更後のパスワードとなります。なお、同パスワードで1年が経過しますと、パスワードの変更が求められます。変更の上、管理をお願いいたします。

※2020年度以降に開校された学校につきましては、本調査対象校になった年度の7月以降に送付しています。

（例：2022年度留学生調査から調査対象校になった学校には、2022年7月以降に送付）

個別ログイン画面認証用のパスワードが不明な場合は9～10ページを参照の上、再発行手続きを行ってください。

《オンライン調査システムを使つての調査票の提出の仕方》

1. 共通ログイン画面の認証を行ってください。

ご不明な場合は、留学情報課（03-5520-6111）までお問合せください。

ID・パスワードは、本機構発信の調査の依頼文に同封している「オンライン調査システムのログインについて」に記載しています。

2. 個別ログイン画面の認証を行ってください。

ID

パスワード：英数字

3. 調査票の提出は、以下の手順で行ってください。

① 「データを提出する」をクリックします。

※調査票はオンライン調査システム上に掲載していません。以下のURLからダウンロードしてください。

<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/educational/survey/ryugakuseichosa/daigaku/index.html>

- ② 「事業部」欄から、「留学生事業部／留学情報課」を選択してください。
 ※ 「事業部/項目名で呼出」のところに◎が付いているかを確認してください。

データの送信（提出）
 データの提出先を検索してください

データ提出先を検索 総括表

項目名で検索 事業部／項目名で呼出

事業部
 留学生事業部／留学情報課

項目名

呼出

- ③ 「項目名」欄から、「2022年度留学生調査（大学・短期大学・高等専門学校用）」を選択し、「呼出」をクリックします。

データの送信（提出）
 データの提出先を検索してください

データ提出先を検索 総括表

項目名で検索 事業部／項目名で呼出

事業部
 留学生事業部／留学情報課

項目名
 2022年度留学生調査(大学・短期大学・高等専門学校用)

呼出

- ④各項目に該当する調査票をアップロードします。
 例：外国人留学生在籍状況調査票をアップロードする場合は、「外国人留学生在籍状況調査票」にある「ファイル選択」をクリックします。
 ※総括票以外の調査票については、調査対象者がいる場合のみご提出ください。記入のない調査票の提出は不要です。

総括票

ファイル選択

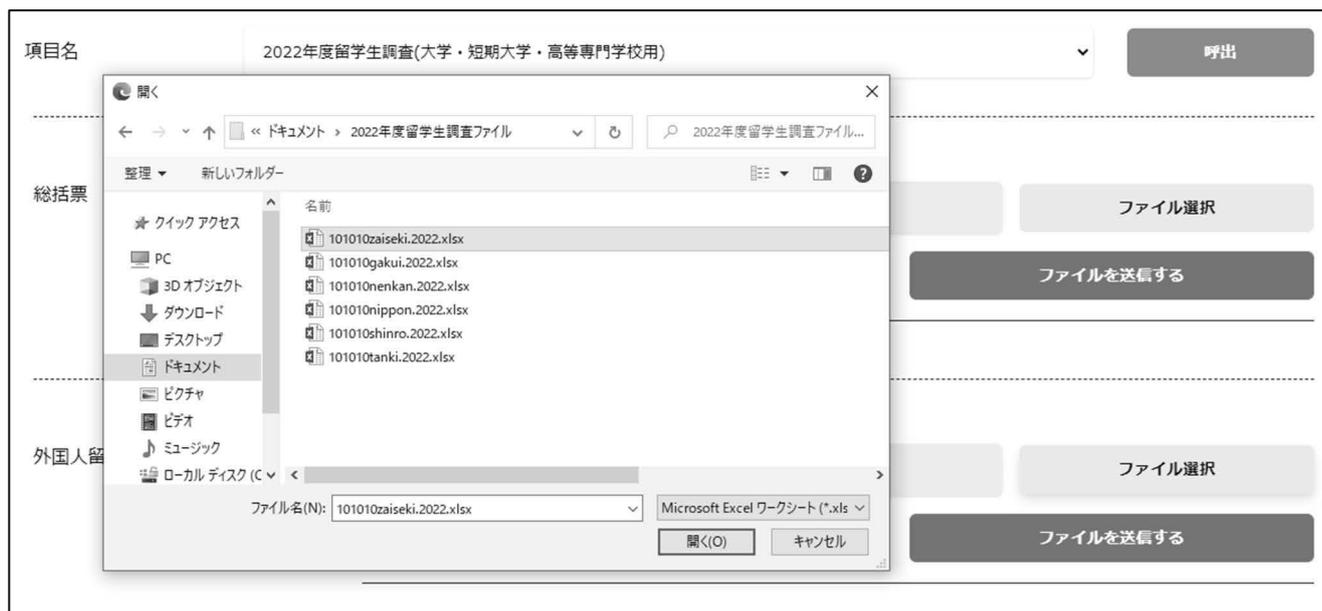
ファイルを送信する

外国人留学生在籍状況調査票

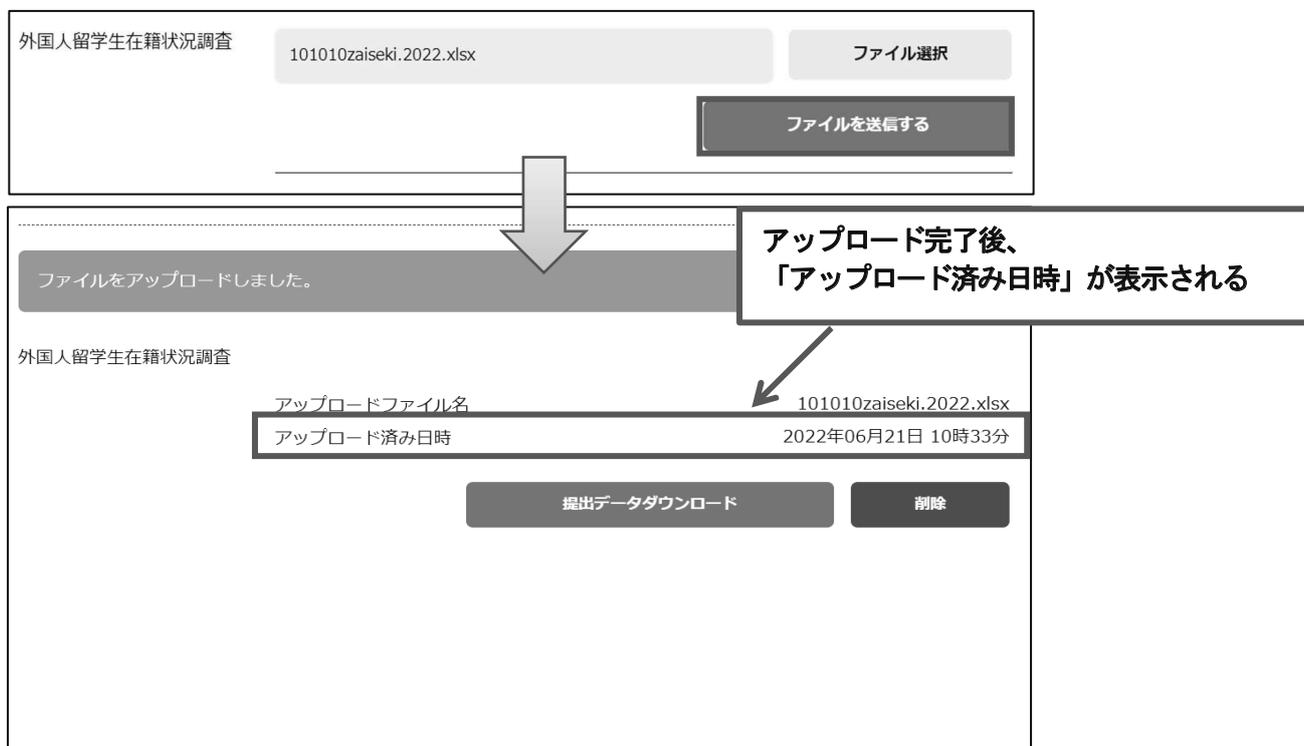
ファイル選択

ファイルを送信する

⑤ファイル選択画面が表示されますので、ご回答を入力いただいた調査票ファイルを選択し、「開く」をクリックします。ダブルクリックでも選択できます。



⑥「ファイルを送信する」をクリックし、「アップロード済み日時」に年月日等が表示されましたら、アップロード完了です。

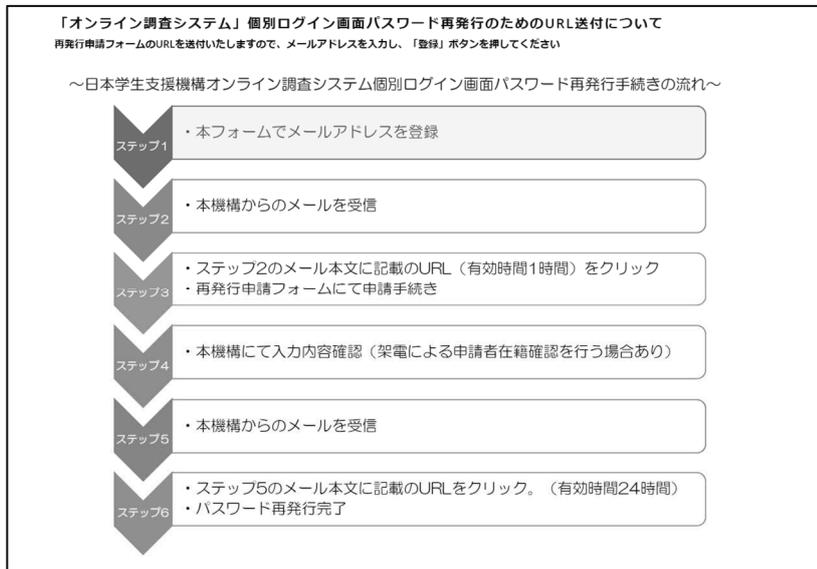


※提出したデータをダウンロードしたい場合は、「提出データダウンロード」をクリックしてください。
※一度ファイルをアップロードした後に、提出データを差替えたい場合は、以下の手順で、再度アップロードし直してください。

- i) アップロードしたデータを「削除」
- ii) 新しいファイルを「ファイル選択」し、「開く」
- iii) 「ファイルを送信する」で、再度アップロード

《オンライン調査システム（J-LINEs）の個別ログイン用のパスワードの再発行手続きについて》

＜手続きの流れ＞



①個別ログイン画面の「パスワードを忘れた方はこちら」をクリックしてください。

※個別ログイン画面に遷移するためには、【共通ログイン画面】の認証を経る必要があります。【共通ログイン画面】のID及びパスワードは本機構発信の調査の依頼文に同封している「オンライン調査システムのログインについて」に記載しています。ご不明な場合は、日本学生支援機構までお問合せください。



②メールアドレス（※）を入力し、登録ボタンを押してください。

※オンライン調査システムに登録されているメールアドレス等（登録されていないアドレスも可能）をご入力ください。ご登録いただいていないメールアドレス等からの再発行申請の場合、ご本人確認のため、本機構よりお電話で在籍確認をさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

メールアドレス

メールアドレス(確認)

※登録後、「online-system@jasso.go.jp」からメールが届きます。なお、メールの受信まで、数分程度お時間が掛かります。
 ※メール本文に記載されたURLをクリックし、「再発行申請フォーム」にて手続きをお願いいたします。(URLの有効時間は1時間です。有効時間が過ぎた場合は、再度申請し直してください。)
 ※10分経ってもメールが届かない場合、以下の点をご確認の上、必要に応じて再度申請し直してください。
 ・迷惑メールフォルダやゴミ箱に格納されていないかご確認ください。
 ・迷惑メール設定によって、受信が拒否されていないか、ご確認ください。
 ・入力いただいたメールアドレスが誤っていた可能性があります。

戻る 登録

③上記②のメールアドレス宛に、再発行申請フォームのURLを記載したメールが届きますので、有効時間内（メールを受信後1時間以内）にクリックをして手続きを進めてください。

④上記③のURLをクリックし、必要項目をすべてご入力ください。

- ・学校番号（数字6桁）
- ・表記されている学校名に間違いがないか確認し、チェックを入れてください。
- ・担当部署
- ・申請者氏名
- ・申請者氏名（ふりがな）
- ・電話番号（申請者が当該校に在籍していることを確認するため、お電話をさせていただく場合がございます。）

【入力画面イメージ】

・学校番号*

・学校名（自動表記）*

表示された学校名に間違いありません。

・担当部署*

・申請者氏名*

・申請者氏名（ふりがな）*

・メールアドレス（自動表記）*

※上記アドレスに、パスワードを再発行するためのURLを送付いたします。

・電話番号（固定電話のみ）*

※電話番号は学校の固定電話のみとなります。

⑤確認画面へ進み、「再発行申請」をクリックしてください。

⑥申請者の在籍確認が完了した後、本機構より上記②でご登録いただいたメールアドレスにパスワード再発行用URLを送付いたしますので（URL有効時間有）、そこから新しい任意のパスワードをご設定ください。

※英大文字、小文字、数字の3種類を組み合わせで設定ください。

※記号は、ハイフン(-)、アンダースコア(_)、ドット(.)のみ使用可能です。

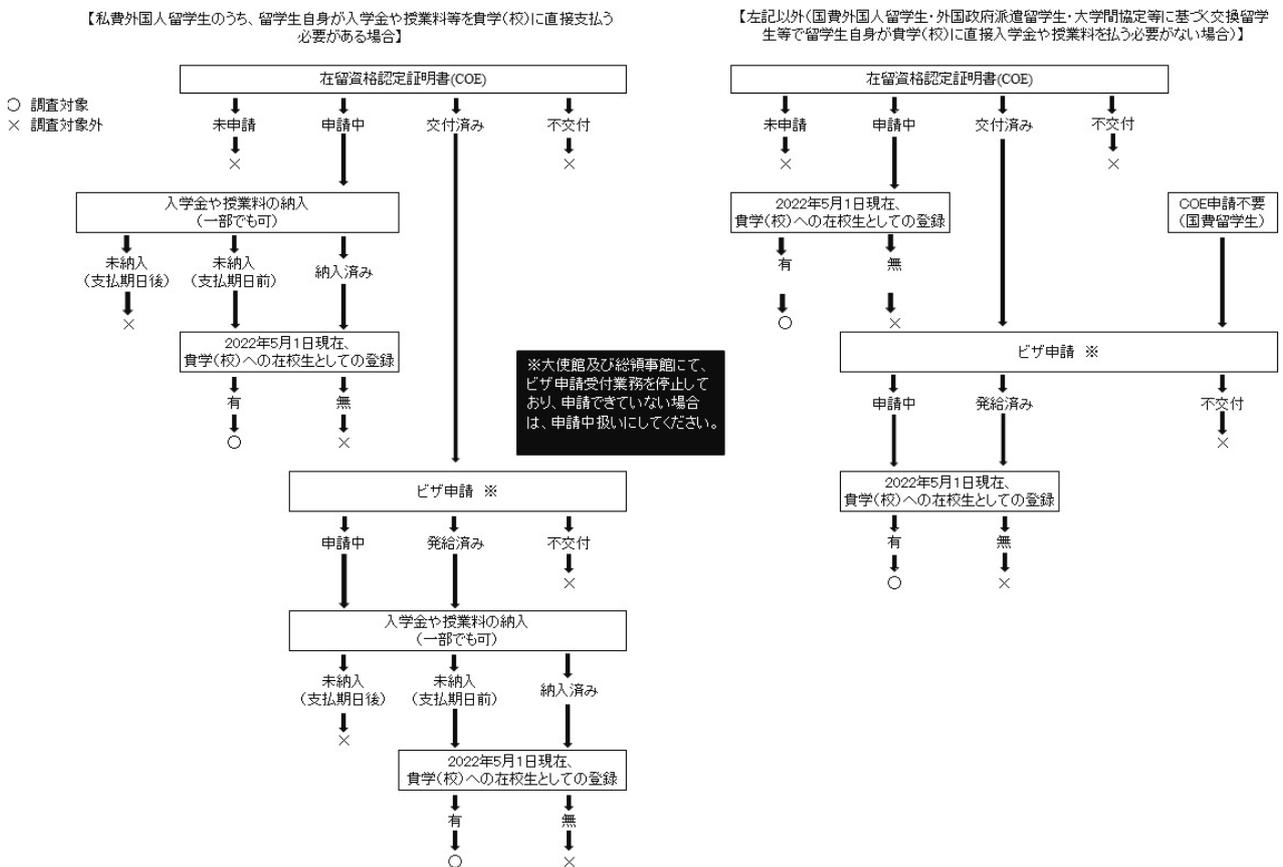
大学（大学院を含む）・短大・高専用

【1】外国人留学生在籍状況調査 記入要領

独立行政法人 日本学生支援機構（JASSO）

【1】「2022（令和4）年度外国人留学生在籍状況調査」記入要領
 一大学（大学院を含む）・短期大学・高等専門学校用一

- 本調査は**2022年5月1日現在**の貴学（校）における外国人留学生在籍状況を、外国人留学生一人につき1行ずつ入力してください。
- 本調査でいう「外国人留学生」とは、「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める「留学」の在留資格により、我が国の大学（大学院を含む）、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関において教育を受ける外国人学生を指します。
 ※「研究」「家族滞在」等、「留学」以外の在留資格の者は本調査の対象となりません。
 ※在外日本人の日本への「留学」は本調査の対象とはなりません。
 ※オンライン授業を前提としたカリキュラム（来日不要のカリキュラム）を受講する外国人学生は本調査の対象となりません。
- 2022年5月1日現在、来日出来ていない外国人留学生的取り扱いについては、次の図を参照してください。



- 2022年5月1日現在は申請中だった在留資格認定証明書（COE）またはビザが、それ以降の審査結果にて、不交付となった場合は、無条件で調査対象外となりますので、回答対象者から外してください。なお、大使館及び総領事館にて、ビザ業務を停止しており、申請出来ていない場合については、申請中扱いとして、調査対象となります。
- 2022年5月1日時点で来日していない者で上記3. で調査対象となった場合でも、以下のいずれかに該当する場合は、調査対象外となります。
 - 入学してから一度も来日しておらず、今後も来日する予定がない者
 - 来日せず、オンライン授業等のみで既に教育を終えた者
 ※回答時点において、来日の予定（目途）が立っていない場合でも来日の意思がある者については対象となります。

6. 留学生自身が入学金等を直接支払う必要がある私費外国人留学生で、かつ入学金等を納入していない者は学校の在籍管理者名簿等（貴学（校）の在校生名簿）に氏名があったとしても調査対象外となります。ただし、支払期限前で、かつ在籍管理者名簿等に氏名がある場合は、調査対象となります。
7. 外国人留学生の在籍が5月1日時点まで遡って取り消された場合は、調査対象外となります。
8. 本調査でいう「国費外国人留学生」とは、「国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文科大臣裁定）」に定める「国費外国人留学生」、及び日韓共同理工系学部留学生・日韓共同高等教育留学生のうち日本政府負担の外国人留学生をいいます。
本調査でいう「私費」とは、上記の「国費外国人留学生」以外のすべての外国人留学生をいいます。本機構が実施する留学生受入れ促進プログラムにより、「文部科学省外国人留学生学習奨励費」を受給する外国人留学生、国費以外の各種奨学金を受給する外国人留学生、外国政府派遣留学生等も「私費」に区分されます。
9. 回答が終わったら、各種コード表の「2. 在籍調査コード整合性確認一覧表」（52ページ）を参照し、整合性を確認してください。
10. 5月1日時点で在留資格を「留学」に変更申請中で、調査回答時点において確定している場合は、調査票への入力をお願いいたします。
11. 5月1日現在、複数の学校に在籍している場合は、いずれかの学校にて回答するように、学校間で調整をお願いいたします。
12. 本調査回答時は在留資格認定証明書（COE）やビザを申請中だったため調査対象者としていたものの、その後、不交付または申請を取り下げた者や、入学日を2022年5月2日以降に変更した者がいる場合は、本機構にて該当者データの削除を行います。
10月中旬頃、総括票に記載いただきました連絡先に、本件に係る照会を行い、10月24日（月）～10月31日（月）の期間のみ受け付けますので、学校にて該当者の管理をお願いいたします。
※11月1日以降に変更があった場合においては、本機構への報告は不要です。
13. 本調査は日本学生支援機構が実施するものであり、文部科学省が実施する学校基本調査の調査対象者の定義と異なる場合があります。ご不明な点は、日本学生支援機構に直接お問合せください。

〔本調査についての照会先〕

（独）日本学生支援機構 留学生事業部留学情報課 企画調査係
電話 03-5520-6111
FAX 03-5520-6121

照会の際は、以下のホームページにある「留学生調査に係る質問受付フォーム」からご登録をお願いいたします。

<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/educational/survey/ryugakuseichosa/daijaku/index.html>

<日本留学情報サイトトップページ → 教育機関関係者の方へ → 留学に係る調査 →
→ 留学生調査 → 大学・短期大学・高等専門学校>

【学校コード】

以下のホームページにて「学校コード表」を参照し、該当コードを入力してください。

<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/educational/survey/ryugakuseichosa/daiigaku/index.html>

※貴学（校）の学校コードは、本資料一式を送付した封筒の宛名ラベル右下にも印字されています。

【番号（連番）】（在1-1）

外国人留学生一人につき、「0001」から4桁の通し番号を入力してください。（例：一人目「0001」、二人目「0002」）

【専攻区分コード】（在1-2）

1. 大学・大学院・短期大学

各種コード表（54～66 ページ）を参照して、該当する小分類（学科、専攻）を探し、その小分類が属する中分類（アルファベット一文字+数字一字のコード）を入力してください。

大学学部 → 「4. 大学（学部）専攻区分コード」（54～59 ページ）

大学院 → 「5. 大学院（研究科）専攻区分コード」（60～65 ページ）

短期大学 → 「6. 短期大学（本科）専攻区分コード」（66 ページ）

（例）大学学部・日本文学科在籍 → 日本文学は「A1」に分類されているので、【専攻区分コード】に「A1」を入力します。

大分類	中分類（コード）	小 分		
人文科学 (A, B)	A1 文学関係	文学	日本文学	国語国文学
		語学文学	英語英文学教育	国文中文学
		特設日本語学	日本語（・）日本文化学	外国語学
		文化史学	児童文学	日本語・日本文化学類
		日本語教育学	日本語（・）日本文学	英語（・英米）文化学
		外国語文化学	日本アジア言語文化学	米英言語文化学
		ヨーロッパ・アメリカ学	表現文化	実践英語

※アルファベットは大文字で入力してください。

※在籍区分が「非正規生」「専攻科生」「別科生」の場合、当該留学生の教育・研究内容に基づき、入力してください。

（例）留学生別科で日本語教育を受ける場合 → 「人文科学・文学関係A1」

2. 高等専門学校

各種コード表の「7. 高等専門学校専攻区分コード」（67 ページ）を参照して、該当する小分類（学科名）を探し、その小分類が属する大分類（数字二字のコード）を入力してください。

【都道府県コード】(在1-3)

留学生が学んでいるキャンパス所在地の都道府県について、下表から該当コードを入力してください。複数の都道府県のキャンパスで学んでいる場合は、2022年5月1日現在の学年時のメインキャンパスの都道府県コードで回答してください。

※留学生が居住している都道府県ではありません。

※来日前の留学生については、来日後に学ぶ予定であるキャンパス所在地の都道府県を選択してください。

北海道	0	1	埼玉	1	1	岐阜	2	1	鳥取	3	1	佐賀	4	1
青森	0	2	千葉	1	2	静岡	2	2	島根	3	2	長崎	4	2
岩手	0	3	東京	1	3	愛知	2	3	岡山	3	3	熊本	4	3
宮城	0	4	神奈川	1	4	三重	2	4	広島	3	4	大分	4	4
秋田	0	5	新潟	1	5	滋賀	2	5	山口	3	5	宮崎	4	5
山形	0	6	富山	1	6	京都	2	6	徳島	3	6	鹿児島	4	6
福島	0	7	石川	1	7	大阪	2	7	香川	3	7	沖縄	4	7
茨城	0	8	福井	1	8	兵庫	2	8	愛媛	3	8			
栃木	0	9	山梨	1	9	奈良	2	9	高知	3	9			
群馬	1	0	長野	2	0	和歌山	3	0	福岡	4	0			

【在籍区分コード】(在1-4)

2022年5月1日現在の在籍区分について、下表から該当コードを入力してください。

大学院		
正規生	修士課程	6 1 0
	博士課程	6 2 0
	専門職学位課程 (法科大学院)	6 8 0
	専門職学位課程 (法科大学院を除く)	6 9 0
非正規生	修士課程・博士課程	6 0 1
	専門職学位課程 (法科大学院)	6 8 1
	専門職学位課程 (法科大学院を除く)	6 9 1

短期大学		
正規生	2	0 0
非正規生	2	0 1
専攻科生	2	0 2
別科生	2	0 3

大学学部		
正規生	4	0 0
非正規生	4	0 1
専攻科生	4	0 2
別科生	4	0 3

高等専門学校		
正規生	1	0 0
非正規生	1	0 1
専攻科生	1	0 2

専門職大学			
正規生	4	5	0
非正規生	4	5	1
専攻科生	4	5	2
別科生	4	5	3

専門職短期大学			
正規生	2	5	0
非正規生	2	5	1
専攻科生	2	5	2
別科生	2	5	3

1. 博士前期課程、5年一貫制博士課程1、2年次は「修士課程」としてください。

- 「非正規生」とは、研究生、聴講生、科目等履修生等をいいます。
 (例) 国費研究留学生で、大学院修士課程で学んでいるが5月1日現在は研究生扱いの外国人留学生
 →「大学院」で「非正規生」で「修士課程・博士課程」なので、「601」を入力します。
- 「専攻科」とは、大学等を卒業した者又は同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、修業年限が1年以上とされる教育課程であり、学校教育法により大学等が設置できることとされているものをいいます。
- 「別科」とは、大学入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、修業年数が1年以上とされる教育課程であり、学校教育法により大学、短期大学が設置できることとされているものをいいます。

【学年コード】(在1-5)

2022年5月1日現在の学年について、下表から該当コードを入力してください。

項目	コード	項目	コード
日本語予備教育(国費留学生のみ対象)	0 0	4年	0 4
1年	0 1	5年	0 5
2年	0 2	6年	0 6
3年	0 3	学年不存在	8 8

- 国費留学生で留学生センター等において日本語予備教育期間中の場合は、「日本語予備教育00」を入力してください。
- 5年一貫制博士課程3～5年次は「博士後期課程の1年～3年」とみなし、コード01～03を入力してください。
- 編入学、休学、留学、いわゆるオーバードクターや留年等がある場合は、**当該課程の最高年次を超えない範囲で貴学(校)での取扱いに準じて入力してください。**実際の在籍年数と一致しなくても結構です。
 (例) 在籍年数3年目の学生で、2年次で留年、貴学(校)で2年次として取扱い→「2年02」
 最低修業年限4年の学部において、在籍年数6年目の学生で、貴学(校)で6年次として取扱い→「4年04」
- 非正規生については、貴学(校)で学年の取扱いがある場合を除き、「学年不存在88」を入力してください。

【性別コード】(在1-6)

下表から該当コードを入力してください。

男	1
女	2
回答できない(学校にて把握していない場合のみ)	3

ジェンダーに関する多様性に配慮して、学校にて性別の把握をしていない学生については、「回答できない3」を選択してください。

【国・地域コード】(在1-7)

外国人留学生の出身国・地域について、各種コード表の「3. 国・地域コード表」(53ページ)を参照し、該当コードを入力してください。

※出身国・地域は、旅券又は在留カードに記載されているものとします。ただし、台湾出身の学生は在留カードの記載に関わらず「台湾」に区分してください。

※香港出身の学生は、「香港」に区分してください。マカオ出身の学生は、「中国」に区分してください。

※いわゆる「多重国籍」の状態にある学生の場合、日本に入国した際の旅券や在留カード等に従って、入力してください。

※中央アジア諸国は、700番台の欧州の欄に記載してありますので、ご注意ください。

【留学生区分コード】(在1-8)

2022年5月1日現在の状況について、下表から該当コードを入力してください。

項目		コード	
国費外国人 留学生	研究留学生	大使館推薦(中国赴日/日韓共同高等教育を除く)	1 1 1
		大学推薦	1 1 2
		国内採用	1 1 3
		中国赴日日本国留学生	1 1 4
		日韓共同高等教育留学生/日本政府負担	1 1 5
	学部留学生	大使館推薦	1 2 1
		大学推薦	1 2 2
	教員研修留学生		1 3 1
	日本語・日本文化研修留学生	大使館推薦(日韓共同高等教育を除く)	1 4 1
		大学推薦	1 4 2
		日韓共同高等教育留学生/日本政府負担	1 4 3
	高等専門学校留学生		1 5 1
	専修学校留学生		1 6 1
ヤング・リーダーズ・プログラム留学生(YLP)		1 7 4	
日韓共同理工系学部留学生/日本政府負担		1 8 5	
私費外国人 留学生	外国政府派遣留学生		2 1 0
	人材育成奨学計画(JDS)(旧:人材育成支援無償事業)による留学生		2 2 0
	日韓共同理工系学部留学生/韓国政府負担		2 3 0
	大学等間交流協定留学生		2 6 0
	上記以外の私費外国人留学生		2 7 0

- 過去においていかなる区分であったかは問いません。
(例) 2020年4月に国費留学生に採用され、期限が切れて2022年4月から私費外国人留学生
→「上記以外の私費外国人留学生 270」
- この表でいう「国費外国人留学生」とは、「国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日 文部大臣裁定)」に定める「国費外国人留学生」、及び日韓共同理工系学部留学生・日韓共同高等教育留学生のうち日本政府負担の外国人留学生をいいます。
※マレーシア政府派遣留学生から国費留学生に採用された留学生は「国費外国人留学生・学部留学生・大使館推薦 121」に区分してください。
※スーパーグローバル大学創成支援により受入れた「国費外国人留学生」は「研究留学生 大学推薦 112」、もしくは「学部留学生 大学推薦 122」に区分してください。
- この表でいう「外国政府派遣留学生」とは、外国政府の経費負担により日本に派遣される外国人留学生をいいます。
※「外国政府」とは、当該国の各省庁及びその業務を担う公的機関を含み、「経費」とは、日本留学にかかる生活費、学費、渡航費等をいいます。

「外国政府派遣留学生 210」の具体例 ※国・地域名五十音順

- | | |
|---|------------------|
| ・アフガニスタン政府派遣留学生 | ・ドミニカ政府派遣留学生 |
| ・アラブ首長国連邦政府派遣留学生 | ・トルクメニスタン政府派遣留学生 |
| ・イラン政府派遣留学生 | ・トルコ政府派遣留学生 |
| ・インドネシア政府派遣留学生 (LPDP 奨学金を含む) | ・ノルウェー政府派遣留学生 |
| ・インド政府派遣留学生 | ・バーレーン政府派遣留学生 |
| ・エジプト政府派遣留学生 | ・パキスタン政府派遣留学生 |
| ・エチオピア政府派遣留学生 | ・パナマ政府派遣留学生 |
| ・オマーン政府派遣留学生 | ・パラグアイ政府派遣留学生 |
| ・カザフスタン政府派遣留学生 (BOLASHAK 奨学金を含む) | ・バングラデシュ政府派遣留学生 |
| ・カタール政府派遣留学生 | ・フィリピン政府派遣留学生 |
| ・韓国政府派遣留学生 | ・ブータン政府派遣奨学金 |
| ・クウェート政府派遣留学生 | ・ブラジル政府派遣留学生 |
| ・ケニア政府派遣留学生 | ・ブルネイ政府派遣留学生 |
| ・サウジアラビア政府派遣留学生 | ・ベトナム政府派遣留学生 |
| ・シリア政府派遣留学生 | ・ボツワナ政府派遣留学生 |
| ・シンガポール政府派遣留学生 | ・マレーシア政府派遣留学生 |
| ・スリランカ政府派遣留学生 | ・メキシコ政府派遣留学生 |
| ・ジンバブエ政府派遣留学生 | ・モンゴル政府派遣留学生 |
| ・タイ政府派遣留学生 (ODOS=OneDistrictOneScholarship を含む) | ・リビア政府派遣留学生 |
| ・台湾政府派遣留学生 (教育部等) | ・ロシア政府派遣留学生 |
| ・中国政府派遣留学生 (国家建設高水平大学公派研究生を含む) | |

※国際協力機構 (JICA) が実施する有償資金協力 (円借款) により、日本に派遣された外国人留学生は、「外国政府派遣留学生 210」に区分してください。

※国際通貨基金 (IMF) や世界銀行の奨学金を受給している外国人留学生は、「上記以外の私費外国人留学生 270」に区分してください。

4. この表でいう「人材育成奨学計画 (JDS) による留学生 220」とは、外務省・国際協力機構 (JICA) が実施する以下の制度により日本に派遣された外国人留学生をいいます。

- ・人材育成奨学計画 (JDS)、(旧人材育成支援無償事業) による外国人留学生
(対象国: ウズベキスタン、ラオス、カンボジア、ベトナム、モンゴル、バングラデシュ、ミャンマー、フィリピン、キルギス、タジキスタン、スリランカ、ガーナ、ネパール)

5. この表でいう「大学等間交流協定留学生 260」とは、大学等間交流協定に基づき受入れた外国人留学生をいいます。※学部間交流協定に基づき受入れた外国人留学生も含まれます。

※大学等間交流協定に基づくものであっても、相手国政府の経費負担により、日本に派遣された場合は、「外国政府派遣留学生 210」に区分してください。

※本機構が実施する「海外留学支援制度 (協定受入)」により受入れた外国人留学生は、「大学等間交流協定留学生 260」に区分してください。

※日韓大学生交流事業 (対日理解促進交流プログラム JENESYS) により受入れた外国人留学生は、「大学等間交流協定留学生 260」に区分してください。

※外国高校との協定による推薦入学等、高等学校等との交流協定により、新規入学で受入れた場合は、「大学等間交流協定留学生」に該当しません。

6. 「上記以外の私費外国人留学生270」には、学習奨励費を受給する外国人留学生、各種交流団体の奨学金を受給する外国人留学生、その他各種経費一部負担の奨学金を受給する外国人留学生も含まれます。
- ・各種交流団体の具体例
 (公財) 交流協会(台湾)、日米教育委員会(フルブライト)、ドイツ学術交流会(DAAD)、スウェーデン国立学生援助委員会(CSN)等
7. いずれの私費外国人留学生コードに該当するか確認できない場合は「上記以外の私費外国人留学生270」に区分してください。

【入学年月】(在1-9)

貴学(校)に入学した年を西暦4桁、月を2桁で入力してください。編入学等の場合は、現在の在籍区分になった年月を入力してください。

(記入例)

2022年(令和4年)4月入学 → 202204

2021年(令和3年)10月編入学 → 202110

※修士から博士へ内部進学した場合は、博士に進学したときの年月を入力してください。

※転学部、転学科をした場合は、転学部、転学科したときの年月を入力してください。

【直前の在籍機関コード】(在1-10)

貴学(校)に在籍している外国人留学生が、現在の在籍区分になる前に在籍していた機関について、下表から該当コードを入力してください。その際、当該機関の在籍状況(卒業・離職等)は問いません。

下表※①~⑤は各種コード表の「直前の在籍機関コード別表」(68~76ページ)を参照してください。

		項目	コード		
海外に所在する機関	在学	高等学校	0	0	1
		日本語学校(在外教育施設(高等部)①、準備教育課程を設けている教育施設の当該課程②を除く)	0	0	5
		専門学校・各種学校	0	0	6
		大学(大学院を含む)	0	0	7
		其他高等教育機関(短期大学等)	0	0	8
		上記のいずれにも属さない教育機関(インターナショナルスクールを含む)	0	0	9
	在職	研究機関・大学(講師等)	0	1	0
		官公署、一般企業等(アルバイト・パートタイムを含む)	0	1	1
	その他	兵役・無職・不明等	0	8	8
	日本に所在する機関	在学	高等学校	2	0
準備教育課程を設けている教育施設(③及び④)			2	0	2
専修学校(専門課程)			2	0	5
高等専門学校			2	0	7
短期大学			2	0	8
大学・短期大学の日本語別科・留学生別科(大学等に附置された日本語教育施設を含む)			2	0	9
大学			2	1	1
大学院			2	1	2
日本語教育機関 ※⑤(専修学校、準備教育課程を設けている教育施設③及び④を除く)			2	1	3
上記のいずれにも属さない教育機関			2	7	7
在職		研究機関・大学(講師等)	2	1	4
		官公署、一般企業等(アルバイト・パートタイムを含む)	2	1	5
その他		無職・不明等	2	8	8
所在地不明(所属機関の種類は問わない)			8	8	8

- 現在の在籍区分になる前に在籍していた機関の記入例としては、以下にならってください。
 - 母国の高等学校卒業後、母国の日本語学校を卒業し、現在、学部2年生
→「日本語学校 005」
 - 母国の大学院に在籍したまま大学間交流協定に基づき来日し、現在、学部研究生
→「大学（大学院を含む。）007」
 - 母国の高等学校を卒業後、兵役を経て来日し、現在、学部1年生
→「その他 088」
 - 母国の高等学校を前年9月に卒業し、アルバイトを経て来日し、現在、留学生別科生
→教育制度により入学までに空白期間ができる場合は、空白期間前の在籍機関「高等学校 001」
 - 日本の高等専門学校から編入学し、現在、学部3年生
→「高等専門学校 207」
 - 日本の日本語学校を卒業後、留学生別科を経て、学部に入学者、現在、学部4年生
→「大学・短期大学の日本語別科・留学生別科 209」
 - 日本の大学院非正規生（研究生・聴講生・科目等履修生等）として在籍し、他大学の修士課程に入学
→「大学院 212」
 - 日本の大学院修士課程を修了し、同じ大学の博士課程に進学
→「大学院 212」

※現在の在籍区分になる前にどこに所属していたかを調査するため、現在の学年は問題となりません。

※不明の場合には、「海外に所在する機関 その他 088」、「日本に所在する機関 その他 288」、「所在地不明 888」を入力してください。

※特定活動（就活等）の場合には、それ以前に在籍していた機関のコードを入力してください。

※「その他」の場合は、その間が1～2ヶ月であれば、それ以前に在籍していた機関のコードを入力してください。

- 「在外教育施設」とは、学校教育法施行規則に基づき、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定又は指定した海外の教育施設をいいます。別表①（68 ページ）を参照してください。
- 「準備教育課程を設けている教育施設の当該課程」とは、文部科学大臣の指定により我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程をいいます。海外に所在する機関は別表②（68 ページ）を、日本に所在する機関は別表③④（69 ページ）を参照してください。なお準備教育課程を設けている機関であっても、外国人留学生が当該課程の所属でなければコードが異なります。

「日本語教育機関」とは、別表⑤（70～76 ページ）の法務大臣が告示をもって定める日本語教育施設をいいます。別表⑤に記載されている教育施設でも、別表③④（69 ページ）の準備教育課程や認定対象外のコース出身の外国人留学生は、それぞれ前ページの表で別途設定されている該当コードを入力してください。

【住居形態コード】（在 1-11）

外国人留学生の住居について、下表から該当コードを入力してください。

学校が設置する留学生向け宿舎	1	1
学校による留学生向け借り上げ宿舎	1	2
日本学生支援機構が設置する宿舎	2	1
地方公共団体が設置する宿舎	2	2
公益法人等が設置する宿舎	2	3
「特定目的借上公共賃貸住宅制度」活用住宅の借り上げ	2	4
公営住宅	2	5

支援協紹介の社員寮	2	6
都市再生機構設置住宅	2	7
一般学生用寮・宿舎	3	1
民間企業の社員寮（支援協紹介を除く）	4	1
民間宿舎・アパート	4	2
ホームステイ	4	3
住居未定	4	4

その他	4	5
-----	---	---

- ① 学校が設置する留学生向け宿舎
貴学（校）が設置したか、他学（校）が設置したかは問いません。
※日本人学生との混在型もこちらで回答してください。
- ② 学校による留学生向け借り上げ宿舎
貴学（校）が民間賃貸住宅や公営住宅等を借り上げて外国人留学生に貸与する宿舎をいいます。
- ③ 日本学生支援機構が設置する宿舎
本機構が設置している下記の国際交流会館等をいいます。
- | | |
|------------------|------------------|
| ・東京日本語教育センター留学生寮 | ・大阪日本語教育センター留学生寮 |
| ・東京国際交流会館 | ・兵庫国際交流会館 |
- ④ 地方公共団体が設置する宿舎
地方公共団体が設置又は所管の公益法人が管理・運営する「国際交流会館」「留学生会館」等の外国人留学生受入れ宿舎をいいます。日本人学生の有無や人数の多寡は問いません。
- ⑤ 公益法人等が設置する宿舎
地方公共団体所管以外の公益法人等が設置・管理・運営又は民間団体が設置した「国際交流会館」「留学生会館」等の外国人留学生受入れ宿舎をいいます。日本人学生の有無や人数の多寡は問いません。
- ⑥ 「特定目的借上公共賃貸住宅制度」活用住宅の借り上げ
地方公共団体等が国土交通省の「特定目的借上公共賃貸住宅制度」を活用して建設された民間賃貸住宅を借り上げ、外国人留学生に貸与しているものをいいます。
- ⑦ 公営住宅
「学校による留学生向け借り上げ宿舎12」以外の公営住宅をいいます。地方公共団体等が外国人留学生向けに借り上げているものも含まれます。
- ⑧ 支援協紹介の社員寮
（公財）留学生支援企業協力推進協会が実施する「社員寮への留学生受入れプログラム」により入居する宿舎をいいます。
- ⑨ 都市再生機構設置住宅
「学校による留学生向け借り上げ宿舎12」以外の（独）都市再生機構が設置した住宅をいいます。地方公共団体等が外国人留学生向けに借り上げているものも含まれます。
- ⑩ 一般学生用寮・宿舎
主に日本人学生の受入れを目的として学校が設置している宿舎のことをいいます。貴学（校）が設置したか、他学（校）が設置したかは問いません。
- ⑪ 民間企業の社員寮（支援協紹介を除く）
「支援協紹介の社員寮」を除く、民間企業社員寮のことをいいます。
- ⑫ 民間宿舎・アパート
上記以外で外国人留学生個人（又は親族等の代理人）が不動産業者等と賃貸契約を結び入居する宿舎をいいます。
- ⑬ ホームステイ
日本に居住している配偶者又は親族以外の一般家庭に同居する場合をいいます。
※在留資格が「留学」でない配偶者や親族の住居に居住している場合は「その他45」を入力してください。
- ⑭ 住居未定
2022年5月1日現在で住居が未定、又はまだ決まっていない場合をいいます。一時帰国のため日本での住居を撤去している場合も含まれます。
- ⑮ その他
上記のいずれにもあてはまらない場合をいいます。
- ⑯ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、2022年5月1日現在来日前の学生について、入居していなくても、住居予定先が既に決まっていた場合は、予定先の該当コードを選択してください。不明・未定の場合は、「住居未定44」にしてください。

【留学期間コード】(在1-12)

2022年5月1日現在の在籍区分における留学期間について、下表から該当するコードを入力してください。

1か月未満	3	1
1か月以上3ヶ月未満	3	2
3か月以上6か月未満	3	3
6か月以上1年未満	3	4
1年以上	8	8

※留学期間は、在籍を予定している全期間を回答してください。

(記入例)

国費外国人留学生(研究留学生)が大学院の修士課程(修業年限2年)に入学する前に、非正規生として大学学部で5か月在籍する必要があり、2022年5月1日現在の在籍区分が大学学部の非正規生の場合
→「3か月以上6か月未満33」

【学位授与コード】(在1-13)

貴学(校)において学位(高等専門学校においては、準学士の称号)の取得を目的としているかどうかについて、下表から該当コードを入力してください。

学位の取得を目的とする	1
学位の取得を目的としない	2

※2022年5月1日現在における在籍区分に基づき、回答してください。

(記入例)

国費外国人留学生(研究留学生)が大学院の修士課程(修業年限2年)に入学する前に、非正規生として大学学部で5か月在籍する必要があり、2022年5月1日現在の在籍区分が大学学部の非正規生の場合
→大学学部では学位を取得しないため、「学位の取得を目的としない2」

【渡日前留学生】(在1-14)

本調査の対象者ではあるものの、2022年5月1日現在、来日できていない(母国等への一時帰国を含む)留学生については、「○」印を入力してください。本調査対象者の定義については、記入要領11~12ページを参照してください。

【遠隔授業学修者(渡日前留学生のみ対象項目)】(在1-15)

渡日前留学生(【渡日前留学生】に「○」印が入力される留学生)のうち、遠隔授業による学修環境にあった留学生については、「○」印を入力してください。

- ・実際に受講をしていたか否かは問いません。貴学(校)が当該留学生に対し、2022年5月1日までに遠隔授業を提供できる環境にあった場合には対象となります。
- ・本調査でいう遠隔授業は、以下のいずれにも該当するものを指します。
 - ①日本国外から、オンライン授業を受講できることや授業中に課すものに相当する課題研究等を行うことにより、留学生が貴学(校)の教育を受けること。
 - ②正規・非正規生を問わず、当該留学生が在籍校で学修するにあたっての指導計画(シラバス等)に基づき、実施されるもの。

(入カイメージ)

学位授与 (コード)	渡日前留学生	
	2022年5月1日現在、渡日 していなかった留学生に ついて「○」印を入力して ください。	遠隔授業学修者 渡日前留学生の内、遠 隔授業による学修環境 にあった留学生に「○」 印を入力してください。
在1-13	在1-14	在1-15
1		
2	○	○
2	○	

大学（大学院を含む）・短大・高専用

【2】外国人留学生進路状況調査 記入要領

【2】「2021（令和3年）度外国人留学生進路状況調査」記入要領

—大学（大学院を含む）・短期大学・高等専門学校用—

1. 本調査でいう「外国人留学生」とは、「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める「留学」の在留資格により、我が国の大学（大学院を含む）、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関において教育を受ける外国人学生を指します。
 ※「研究」「家族滞在」等、「留学」以外の在留資格の者は本調査の対象となりません。
 ※ 在外日本人の日本への「留学」は本調査の対象とはなりません。
2. 2021年度中（2021年4月1日から2022年3月31日まで）に、貴学（校）の正規課程を卒業又は修了した外国人留学生（非正規生（研究生、聴講生、科目等履修生等）、専攻科生、別科生は除く）が調査の対象となります。
 なお、学校の定めるカリキュラムを早期に修了し、年度途中で離校した外国人留学生は対象となりますが、退学・転学・除籍等で、卒業又は修了前に離校した外国人留学生は対象外となります。
3. 本調査でいう「国費」とは、「国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文科大臣裁定）」に定める「国費外国人留学生」、及び日韓共同理工系学部留学生・日韓共同高等教育留学生のうち日本政府負担の外国人留学生をいいます。
 本調査でいう「私費」とは、上記の「国費外国人留学生」以外のすべての外国人留学生をいいます。本機構が実施する留学生受入れ促進プログラムにより、「文部科学省外国人留学生学習奨励費」を受給する外国人留学生、国費以外の各種奨学金を受給する外国人留学生、外国政府派遣留学生等も「私費」に区分されます。
 ※「国費」及び「私費」の欄は、卒業又は修了時の属性で区分してください。
4. 本調査における「進路」の時点としては、当該外国人留学生の卒業又は修了時点の状況をいいますが、後日、進路の変更や帰国等が判明した場合には、判明した進路状況を入力してください。

〔本調査についての照会先〕

（独）日本学生支援機構 留学生事業部留学情報課 企画調査係

電 話 03-5520-6111

FAX 03-5520-6121

照会の際は、以下のホームページにある「留学生調査に係る質問受付フォーム」からご登録をお願いいたします。

<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/educational/survey/ryugakuseichosa/daigaku/index.html>

<日本留学情報サイトトップページ → 教育機関関係者の方へ → 留学に係る調査 →

→ 留学生調査 → 大学・短期大学・高等専門学校>

※「修士課程」とは、修士課程、博士前期課程のいずれかの課程をいいます。

※「博士課程」とは、博士課程、博士後期課程、後期3年だけの博士課程、5年一貫制博士課程、修業年限を4年とする医学、歯学及び獣医学の博士課程のいずれかの課程をいいます。

※5年一貫制博士課程の2年次を修了した場合、「修士課程」修了者扱いとなりませんのでご注意ください。

※博士課程の単位取得退学者は、修了者扱いとしてください。

※修士・博士課程満期退学者は、本調査の対象となります。

【学校コード】(薄黄色セル)

以下のホームページにて「学校コード表」を参照し、該当コードを入力してください。

<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/educational/survey/ryugakuseichosa/daijaku/index.html>

貴学(校)の学校コードは、本資料一式を送付した封筒の宛名ラベル右下にも印字されています。

【番号(連番)】(進1-1)

外国人留学生一人につき、「0001」から4桁の通し番号を入力してください。(例:一人目「0001」、二人目「0002」)

【進路用在籍区分コード】(進1-2)

貴学(校)での在籍課程について、下表から、該当コードを入力してください。

大学院	博士課程	0	1	大学学部	0	5
	修士課程	0	2	短期大学	0	6
	専門職学位課程(法科大学院)	0	3	高等専門学校	0	7
	専門職学位課程(法科大学院以外)	0	4			

【都道府県コード】(進1-3)

留学生が学んでいたキャンパス所在地の都道府県について、下表から該当コードを入力してください。複数の都道府県のキャンパスで学んでいた場合は、最終学年時のメインキャンパスの都道府県コードで回答してください。

※留学生が居住していた都道府県ではありません。

北海道	0	1	埼玉	1	1	岐阜	2	1	鳥取	3	1	佐賀	4	1
青森	0	2	千葉	1	2	静岡	2	2	島根	3	2	長崎	4	2
岩手	0	3	東京	1	3	愛知	2	3	岡山	3	3	熊本	4	3
宮城	0	4	神奈川	1	4	三重	2	4	広島	3	4	大分	4	4
秋田	0	5	新潟	1	5	滋賀	2	5	山口	3	5	宮崎	4	5
山形	0	6	富山	1	6	京都	2	6	徳島	3	6	鹿児島	4	6
福島	0	7	石川	1	7	大阪	2	7	香川	3	7	沖縄	4	7
茨城	0	8	福井	1	8	兵庫	2	8	愛媛	3	8			
栃木	0	9	山梨	1	9	奈良	2	9	高知	3	9			
群馬	1	0	長野	2	0	和歌山	3	0	福岡	4	0			

【国費私費区分コード】(進1-4)

下記から該当コードを入力してください。

留学生区分	コード
国費留学生	0 1
私費留学生	0 2

【専攻区分コード】(進1-5)

下表から該当コードを入力してください。

大学・大学院	コード
人文科学	0 1
社会科学	0 2
理学	0 3
工学	0 4
農学(獣医学)	0 5
農学(獣医学を除く)	0 6
保健(医・歯学)	0 7
保健(医・歯学を除く)	0 8
家政	0 9
教育	1 0
芸術	1 1
商船	1 2
その他	1 4

短期大学	コード
人文	0 1
社会	0 2
工業	0 4
農業	0 6
保健(看護)	0 7
保健(看護を除く)	0 8
家政	0 9
教育	1 0
芸術	1 1
商船	1 2
教養	1 3
その他	1 4

高等専門学校	コード
社会	0 2
工業	0 4
芸術	1 1
商船	1 2

※各区分にどの小分類(学科)が含まれるかについては、各種コード表(54~67ページ)を参照してください。

【国・地域コード】(進1-6)

外国人留学生の出身国・地域について、各種コード表の「3. 国・地域コード表」(53ページ)を参照し、該当コードを入力してください。

※出身国・地域は、旅券又は在留カードに記載されているものとします。ただし、台湾出身の学生は在留カードの記載に関わらず「台湾」に区分してください。

※香港出身の学生は、「香港」に区分してください。マカオ出身の学生は、「中国」に区分してください。

※いわゆる「多重国籍」の状態にある学生の場合、日本に入国した際の旅券や在留カード等に従って、入力してください。

※中央アジア諸国は、700番台の欧州の欄に記載してありますので、ご注意ください。

【進路区分コード】(進1-7)

下表から該当コードを入力してください。

A. 日本国内の進路先	コード
① 就職(同一都道府県内)	0 1
② 就職(同一都道府県外)	0 2
③ 貴学(校)に進学	0 3
④ 大学(大学院含む)・短大・高等専門学校に進学(貴学(校)以外で同一都道府県内)	0 4
⑤ 大学(大学院含む)・短大・高等専門学校に進学(貴学(校)以外で同一都道府県外)	0 5
⑥ 専修学校に進学(貴学(校)以外で同一都道府県内)	0 6
⑦ 専修学校に進学(貴学(校)以外で同一都道府県外)	0 7
⑧ 日本語教育機関に進学(貴学(校)以外で同一都道府県内)	0 8
⑨ 日本語教育機関に進学(貴学(校)以外で同一都道府県外)	0 9
⑩ その他(就職活動中)	1 0
⑪ その他(進学準備中)	1 1
⑫ その他研究員(同一都道府県内)	1 2
⑬ その他研究員(同一都道府県外)	1 3
⑭ その他(未定・不明を含む)	1 4
⑰ 不明	2 7

B. 母国の進路先	コード
⑮ 就職	1 5
⑯ 進学	1 6
⑰ その他(就職活動中)	1 7
⑱ その他(進学準備中)	1 8
⑲ その他研究員	1 9
⑳ その他(未定・不明を含む)	2 0

C. 日本国内・母国以外の進路先	コード
⑲ 就職	2 1
⑳ 進学	2 2
㉑ その他(就職活動中)	2 3
㉒ その他(進学準備中)	2 4
㉓ その他研究員	2 5
㉔ その他(未定・不明を含む)	2 6

【①②⑮⑰就職】

給料、賃金、報酬、その他の収入を目的とする仕事に就いた者を入力してください。(有給であるポストドクター等の研究員に採用された者を含む)

①②の「同一都道府県内」、「同一都道府県外」の区分について、就職先企業等の主たる事務所等が、留学生が学んでいたキャンパス所在地(複数ある場合は最終学年時のメインキャンパス)と同じ都道府県にあるかどうかで判断してください。

【③④⑤⑥⑦⑧⑨⑯⑱進学】

日本国内

「③貴学(校)に進学」には、貴学(校)を修了後、貴学(校)の他学科に進学した場合や、貴学(校)を修了後も研究生等の身分により貴学(校)で学習を継続している者を入力してください。

「③貴学(校)に進学」以外には、貴学(校)を修了後、**貴学(校)以外の**日本国内の大学(大学院を含む)、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)、日本語教育機関に進学した者を入力してください。

④⑤⑥⑦⑧⑨の「同一都道府県内」、「同一都道府県外」の区分について、進学先の本部の所在地が、留学生が学んでいたキャンパス所在地(複数ある場合は最終学年時のメインキャンパス)と同じ都道府県にあるかどうかで判断してください。

【⑩⑰⑳その他(就職活動中)】

就職活動中の者を入力してください。

【⑪⑱㉔その他(進学準備中)】

進学準備中の者を入力してください。

【⑫⑬⑲㉕その他(無給であるポストドクター等の研究員を含む)】

無給のポストドクター等の研究員に採用された者を入力してください。

⑫⑬の「同一都道府県内」、「同一都道府県外」の区分について、採用先の本部の所在地が、留学生が学んでいたキャンパス所在地(複数ある場合は最終学年時のメインキャンパス)と同じ都道府県にあるかどうかで判断してください。

【⑭⑳㉖その他(未定・不明含む)】

日本国内

「⑭その他(未定・不明を含む)」には、日本国内で、上記に当てはまらない者を入力してください。

母国

「⑳その他(未定・不明を含む)」には、母国へ帰ったことは明らかであるが、上記に当てはまらない者(進路未定者を含む。)や、貴学(校)がその後の進路を把握していない者を入力してください。

上記以外の国

「㉖その他(未定・不明を含む)」には、日本・母国以外で、上記に当てはまらない者(進路未定者を含む)や、貴学(校)がその後の進路を把握していない者を入力してください。

【㉗不明】

①～㉖のいずれに該当するか貴学(校)で把握していない者を入力してください。

「日本国内」「母国」「上記以外の国」で、その後の進路が不明の者は、「⑭⑲㉖その他(未定・不明を含む)」に入力してください。

※【⑭⑲㉖その他(未定・不明含む)】【㉗不明】の人数が多い場合は、お問い合わせさせていただくことができます。

【日本国内就職者業種区分コード】(進1-8)

進路区分コード①②(日本国内就職)の場合、下表から該当コードを入力してください。

※コードは「アルファベット一文字と数字2桁」になります。

※産業分類表(29~33ページ)を参照して、就職した企業等の業種(産業)を入力してください。

※表内の業種名において判別等ができない場合は、「Z01(不明)」を入力してください。

業種		コード
農業、林業		A 0 1
漁業		B 0 1
鉱業、採石業、砂利採取業		C 0 1
建設業		D 0 1
製造業	食料品・飲料・たばこ・飼料製造業	E 0 1
	繊維工業	E 0 2
	印刷・同関連業	E 0 3
	化学工業、石油・石炭製品製造業	E 0 4
	鉄鋼業、非鉄金属・金属製品製造業	E 0 5
	はん用・生産用・業務用機械器具製造業	E 0 6
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	E 0 7
	電気・情報通信機械器具製造業	E 0 8
	輸送用機械器具製造業	E 0 9
	その他の製造業	E 1 0
電気・ガス・熱供給・水道業		F 0 1
情報通信業		G 0 1
運輸業、郵便業		H 0 1
卸売業、小売業	卸売業	I 0 1
	小売業	I 0 2
金融業、保険業	金融業	J 0 1
	保険業	J 0 2
不動産業、物品賃貸業	不動産取引・賃貸・管理業	K 0 1
	物品賃貸業	K 0 2
学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関	L 0 1
	法務	L 0 2
	その他の専門・技術サービス業	L 0 3
宿泊業、飲食サービス業		M 0 1
生活関連サービス業、娯楽業		N 0 1
教育、学習支援業	学校教育	O 0 1
	その他の教育、学習支援業	O 0 2
医療、福祉	医療業、保健衛生	P 0 1
	社会保険・社会福祉・介護事業	P 0 2
複合サービス事業		Q 0 1
サービス業(他に分類されないもの)	宗教	R 0 1
	その他	R 0 2
公務(他に分類されるものを除く)		S 0 1
上記以外(分類不能の産業)		T 0 1
不明		Z 0 1

【日本国内就職者職種区分コード】(進1-9)

進路区分コード①②(日本国内就職)の場合、下表から該当コードを入力してください。

※就職先における職種を入力してください。

※表内の職種名において判別等ができない場合は、「201」(不明)を入力してください。

職種	コード		
翻訳・通訳	1	0	1
販売・営業	1	0	2
海外業務	1	0	3
技術開発(情報処理分野)	1	0	4
貿易業務	1	0	5
技術開発(情報処理分野以外)	1	0	6
設計	1	0	7
教育	1	0	8
広報・宣伝	1	0	9
会計業務	1	1	0
その他	1	1	1
不明	2	0	1

産業分類表

◎ 産業分類の要点（「日本標準産業分類」平成25年10月改定）

産業とは、財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を統合したものであり、同種の経済活動を営む事業所の総体と定義される。事業所とは、一般に工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家などと呼ばれ、一定の場所すなわち一区画を占めて経済活動を行っている経済活動の場所的単位である。事業所の産業は、主要業務により決定する。

※日本標準産業分類の詳細については、

政府統計の総合窓口 (<https://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/htoukeib.do>) で閲覧することができます。

(どの産業に分類されるかをキーワード検索することも可能です)

A 農業、林業 耕種、畜産農業（養きん、養ほう、養蚕を含む）及び農業に直接関係するサービス業務並びに林業及び林業に直接関係するサービス業務を行う事業所が分類される。なお、植木の刈り込みのような園芸サービスを提供する事業所及び昆虫類、へびなどの採捕を行う事業所も本分類に含まれる。耕種農業、畜産農業、農業サービス業（園芸サービス業を除く）、園芸サービス業、育林業、素材生産業、特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）、林業サービス業、その他の林業がここに入る。ただし、精米業については「E1 食料品・飲料・たばこ・飼料製造業」、農業協同組合（信用事業、共済事業と併せて他の大分類にわたる）については「Q 複合サービス事業」、農業協同組合（金融上の便益のみを提供するもの）については「J1 金融業」、獣医業については、「L3 その他の専門・技術サービス業」、森林総合研究所は「L1 学術・開発研究機関」、大学演習林は「O1 学校教育」、製材業は「E10 その他の製造業」に分類される。

B 漁業 海面又は内水面において自然繁殖している水産動植物を採捕する事業所、海面又は内水面において人工的施設を施し、水産動植物の養殖を行う事業所及びこれらに直接関係するサービス業務を行う事業所が分類される。海面漁業、内水面漁業、海面養殖業、内水面養殖業がここに入る。

C 鉱業、採石業、砂利採取業 有機物、無機物を問わず、天然に固体、液体又はガスの状態で生ずる鉱物を掘採、採石する事業所及びこれらの選鉱その他の品位向上処理を行う事業所が分類される。金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業等がここに分類される。ただし、石炭からのコークスの製造、石油の精製に従事する事業所は「E4 化学工業、石油・石炭製品製造業」、ガスを製造し、導管により供給する事業所は「F 電気・ガス・熱供給・水道業」に分類される。

D 建設業 注文又は自己建設によって建設工事を施工する事業所が分類される。ただし、主として自己建設で維持補修工事を施行する事業所及び建設工事の企画、調査、測量、設計、監督等を行う事業所は含まれない。一般土木建築工事業、土木工事業（舗装工事業を除く）、舗装工事業、建築工事業（木造建築工事業を除く）、木造建築工事業、建築リフォーム工事業、大工工事業、電気工事業などの設備工事業などがここに分類される。ただし、屋外広告業（総合的なサービスを提供するもの）は「L3 その他の専門・技術サービス業」、看板書き業は「R2 その他のサービス業」に分類される。

E 製造業 有機又は無機物質に物理的、化学的变化を加えて新たな製品を製造し、これを卸売する事業所が分類される。

1 食料品・飲料・たばこ・飼料製造業 各種の飲食料品、氷、有機質肥料、家畜・家きんの飼料などを製造する事業所が分類される。畜産・水産食料品・農産保存食料品製造業、調味料製造業、パン・菓子製造業、飲料製造業などがここに分類される。また、たばこ製造業及び葉たばこ処理業を行う事業所が分類される。日本たばこ産業株式会社工場・原料工場などがここに入る。

2 繊維工業 製糸、紡績糸、織物、ニット生地、網地、フェルト、染色整理及び衣服の縫製など繊維製品の製造を行う事業所が分類される。化学繊維を製造する事業所も含む。ただし、グラスウール、ロックウールなどの紡績を行う事業

所は「E10 その他の製造業」、個人の注文によって店持ちの布地を用い洋服の仕立てを行う洋服店は、「I2 小売業」に、主として個人持ちの材料で衣服の裁縫あるいは衣服の修理を行う事業所は、「N 生活関連サービス業、娯楽業」に分類される。

3 印刷・同関連業 印刷業及びこれに関連した補助的業務を行う事業所が分類される。印刷業、製版業、製本業、印刷物加工業、印刷関連サービス業がここに入る。

4 化学工業、石油・石炭製品製造業 化学的処理を主な製造過程とする事業所及びこれらの化学的処理によって得られた物質の混合、又は最終処理を行う事業所のうち他の分類に特掲されないもの、石油を精製する事業所、購入した原料を混合加工して潤滑油、グリースを製造する事業所、コークス炉による石炭の乾留を行う事業所、石炭を主原料として練炭・豆炭を製造する事業所、舗装材料を製造する事業所、プラスチック製品及びゴム製品を製造する事業所がここに分類される。化学肥料製造業、無機化学工業製品製造業、有機化学工業製品製造業、油脂加工品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業、医薬品製造業、化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業、石油精製業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業などがここに入る。ただし、主として鉄、非鉄金属の製錬及び合金、核燃料の製造を行う事業所は「E5 鉄鋼業、非鉄金属・金属製品製造業」に、主として調味料、ゼラチンを原料とする菓子、動植物油の製造及び食用油脂の精製を行う事業所又は、アルコール飲料、飼料、有機質肥料を製造する事業所は「E1 食料品・飲料・たばこ・飼料製造業」に、主として硫黄の蒸留を行う事業所は「C 鉱業、採石業、砂利採取業」に、主としてガラスの製造、石灰石、ドロマイトのほう焼を行う事業所は「E10 その他の製造業」に、主として購入した化学工業製品を販売するための包装及び再包装を行い、自ら化学工業製品を製造しない事業所は「I 卸売業、小売業」に、ガスを製造し、導管により一般の需要者に供給する事業所は「F 電気・ガス・熱供給・水道業」に分類される。

5 鉄鋼業、非鉄金属・金属製品製造業 鉱石、鉄くずなどから鉄及び鋼を製造する事業所、鉄及び鋼の鋳造品、鍛造品、圧延鋼材、表面処理鋼材などを製造する事業所、鉱石（粗鉱、精鉱）、金属くずなどを処理し、非鉄金属の製錬及び精製を行う事業所、非鉄金属の合金製造、圧延、抽伸、押出しを行う事業所及び非鉄金属の鋳造、鍛造、その他の基礎製品を製造する事業所、ブリキ缶及びその他のめっき板等製品、刃物、手道具類、一般金物類、電熱器を除く加熱装置、建設用・建築用金属製品、金属線製品及び他に分類されない各種の金属製品を製造する事業所が分類される。製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業、表面処理鋼材製造業、鉄素形材製造業、非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）、非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）、電線・ケーブル製造業、非鉄金属素形材製造業、ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業、洋食器・刃物・手道具・金物類製造業、暖房・調理等装置・配管工用附属品製造業、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業などがここに入る。核燃料を製造する事業所も含まれる。

6 はん用・生産用・業務用機械器具製造業 はん用的に各種機械に組み込まれ、あるいは取り付けをすることで用いられる機械器具を製造する事業所、物の生産に供される機械器具を製造する事業所、業務用及びサービスの生産に供される機械器具を製造する事業所が分類される。ボイラ・原動機製造業、ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、建設機械・鉱山機械製造業、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業などがここに入る。なお、電気機械器具、情報通信機械器具などに用いられる電子部品、デバイス、電子回路を製造する事業所は「E7 電子部品・デバイス・電子回路製造業」に、電子計算機等の情報通信機械器具に附属する装置を生産する事業所、電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電、及び利用を行う機械器具を製造する事業所、主として電気計測器、電子測定装置を製造する事業所、民生用電気機械器具を製造する事業所は「E8 電気・情報通信機械器具製造業」に、輸送用機械器具を製造する事業所は「E9 輸送用機械器具製造業」に、理化学用のガラス器具及び陶磁器を製造する事業所は「E10 その他の製造業」にそれぞれ分類される。

7 電子部品・デバイス・電子回路製造業 主として電気機械器具、情報通信機械器具などに用いられる電子部品、デバイス及び電子回路を製造する事業所が分類される。電子デバイス（電子管、光電変換素子、半導体素子、集積回路、液晶パネル・フラットパネル）製造業、電子部品（抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品、音響部品・磁気ヘッド・小型モータ、コネクタ・スイッチ・リレー）製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品（電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニットなど）製造業などがここに入る。ただし、電子計算機・同付属装置、通信機械器具・同関連機械器具を製造する事業所は、「E8 電気・情報通信機械器具製造業」に分類される。

8 電気・情報通信機械器具製造業 電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電及び利用を行う機械器具を製造する事業所並びに通信機械器具及び関連機器、映像・音響機械器具、電子計算機及び附属装置を製造する事業所が分類される。発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業などがここに入る。ただし、絶縁電線及びケーブルを製造する事業所は、「E5 鉄鋼業、非鉄金属・金属製品製造業」に分類される。

9 輸送用機械器具製造業 自動車、船舶、航空機、鉄道車両及びその他の輸送機械器具（自転車、牛馬車など）を製造する事業所が分類される。自動車・同附属品製造業、鉄道車両・同部分品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、自転車・同部分品製造業などがここに入る。ただし、船舶部分品製造業は部分品の種類によりそれぞれの箇所に、船体塗装業は「D 建設業」に分類される。

10 その他の製造業 木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、貴金属・宝石製品製造業、装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業、時計・同部分品製造業、楽器製造業、がん具・運動用具製造業、ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業、漆器製造業、畳等生活雑貨製品製造業などがここに分類される。

F 電気・ガス・熱供給・水道業 電気、ガス、熱又は水（かんがい用水を除く）を供給する事業所並びに汚水・雨水の処理等を行う事業所が分類される。電気業、ガス業、熱供給業、上水道業、工業用水道業、下水道業などがここに分類される。ただし、天然ガスの採取を行う事業所は「C 鉱業、採石業、砂利採取業」に分類される。

G 情報通信業 情報の伝達を行う事業所、情報の処理、提供などのサービスを行う事業所、インターネットに附随したサービスを提供する事業所及び伝達することを目的として情報の加工を行う事業所が分類される。通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業がここに分類される。ただし、主として郵便物又は信書便物の引受・取集・区分及び発送を行う事業所は「H 運輸業、郵便業」に、郵便局は「Q 複合サービス事業」に、郵便貯金銀行として銀行業を行う事業所は「J1 金融業」に、郵便保険業は「J2 保険業」に分類される。

H 運輸業、郵便業 鉄道、自動車、船舶、航空機又はその他の運送用具による旅客、貨物の運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業を営む事業所並びに郵便物又は信書便物を送達する事業所が分類される。鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、郵便事業株式会社が行う郵便業（信書便事業を含む）がここに分類される。ただし、郵便局は「Q 複合サービス事業」に分類される。

I 卸売業、小売業 原則として、有体的商品を購入して販売する事業所が分類される。なお、販売業務に附随して行う軽度の加工（簡易包装、洗浄、選別等）、取付修理は本分類に含まれる。

1 卸売業 小売業又は他の卸売業に商品を販売する事業所、主として業務用に使用される商品を販売する事業所、他の事業所のために商品の売買の代理行為を行い、又は仲立人として商品の売買のあっせんをする事業所が分類される。卸売業、総合商社、貿易商社、問屋、製造問屋、商事会社、代理商、仲立業、日本たばこ産業株式会社（工場を除く）などがここに入る。

2 小売業 個人用又は家庭用消費のために商品を販売するもの及び産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所が分類される。

J 金融業、保険業 金融業又は保険業を営む事業所が分類される。

1 金融業 銀行業、郵便貯金銀行、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、政府関係金融機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等がここに分類される。

2 保険業 郵便保険業を含むあらゆる形態の保険業を行う事業所、並びに保険代理業、保険会社及び保険契約者に対する保険サービスを行う事業所が分類される。農業及び漁業に係る共済事業を行う事業所並びに漁船保険を行う事業所も本分類に含まれる。ただし、社会保険事業を行う事業所は「P2 社会保険・社会福祉・介護事業」又は「S1 国家公務」若しくは「S2 地方公務」に分類される。

K 不動産業、物品賃貸業 不動産業又は物品賃貸業を営む事業所が分類される。

1 不動産取引・賃貸・管理業 主として不動産の売買、交換、賃貸、管理又は不動産の売買、貸借、交換の代理若しくは仲介を行う事業所が分類される。建物売買業、土地売買業、不動産代理業・仲介業、不動産賃貸業、不動産管理業などを行う事業所などがここに入る。

2 物品賃貸業 主として産業用機械器具、事務用機械器具、自動車、スポーツ・娯楽用品、映画・演劇用品などの物品を賃貸する事業所が分類される。ただし、不動産の賃貸を行う事業所は「K1 不動産取引・賃貸・管理業」に、船舶を貸渡しする事業所は「H 運輸業、郵便業」に、映画館、劇場、競輪場、競馬場などの施設を賃貸する事業所は「N 生活関連サービス業、娯楽業」に分類される。

L 学術研究、専門・技術サービス業 主として学術的研究などを行う事業所、個人又は事業所に対して専門的な知識・技術を提供する事業所で他に分類されないサービスを提供する事業所が分類される。

1 学術・開発研究機関 学術的研究、試験、開発研究などを行う事業所が分類される。

2 法務 法務に関する事務、助言、相談、その他の法律的サービスを行う事業所が分類される。法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所、行政書士事務所がここに入る。ただし、刑務所、裁判所は「S1 国家公務」に分類される。

3 その他の専門・技術サービス業 財務及び会計に関する監査、調査、相談のサービス、税務に関する書類の作成、相談のサービス及び土木建築に関する設計、相談のサービス並びに他に分類されない自由業的、専門的なサービスを行う事業所（「L2 法務」を除く）などが分類される。公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、純粋持株会社（日本郵政株式会社）、広告業、獣医学、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業などがここに入る。

M 宿泊業、飲食サービス業 宿泊業又は飲食サービス業を営む事業所が分類される。宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービスがここに入る。ただし、貸間業は「K1 不動産取引、賃貸、管理業」に、社会福祉施設の宿泊所は「P2 社会保険・社会福祉・介護事業」に分類される。

N 生活関連サービス業、娯楽業 主として個人に対して日常生活と関連して技能・技術を提供し、又は施設を提供するサービス及び娯楽あるいは余暇利用に係る施設又は技能・技術を提供するサービスを行う事業所が分類される。洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、家事サービス業、衣服縫製修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業、娯楽業（映画・ビデオに付帯するサービスを行う事業所を除く（「G 情報通信業」））、映画館、興行場、興行団、競輪・競馬等の競走場、競技団、スポーツ施設提供業、公園、遊園地、遊戯場などがここに入る。

O 教育、学習支援業 学校教育を行う事業所、学校教育の支援を行う事業所、学校教育を除く組織的な教育活動を行う事業所、学校教育の補習教育を行う事業所及び教養、技能、技術などを教授する事業所が分類される。通信教育事業、学習塾、図書館、博物館、植物園などの事業所も本分類に含まれる。ただし、保育所は「P2 社会保険・社会福祉・介護事業」に分類される。

1 学校教育 所定の学科課程を教授する事業所及び高等教育機関の評価、センター試験の実施など学校教育の支援活動を行う事業所が分類される。幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、学校教育支援機関及び幼保連携型認定こども園がここに含まれる。

2 その他の教育、学習支援業 学校教育を除く組織的な教育活動を行う事業所、学校教育の補習教育を行う事業所及び教養、技能、技術などを教授する事業所が分類される。公民館、図書館、博物館、動物園及び青少年教育施設等の社会教育施設、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業などがここに含まれる。

P 医療、福祉 医療、保健衛生、社会保険、社会福祉及び介護に関するサービスを提供する事業所が分類される。

1 医療業、保健衛生 医療業には、医師又は歯科医師等が患者に対して医業又は医業類似行為を行う事業所及びこれに直接関連するサービスを提供する事業所が分類される。保健衛生には、保健所、健康相談施設、検疫所（動物検疫所、植物防疫所を除く）など保健衛生に関するサービスを提供する事業所が分類される。病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、保健所、健康相談施設、検疫所（動物検疫所、植物防疫所を除く）などがここに入る。ただし、主として医師又は歯科医師が発行する処方せんに基づいて、医薬品を調剤する事業所は「I2 小売業」、もっぱら医学、歯学

理論の研究を目的としている研究所又は試験所は「L1 学術・開発研究機関」、獣医業は「L3 その他の専門・技術サービス業」に分類される。

2 社会保険・社会福祉・介護事業 社会保険、社会福祉又は介護事業を行う事業所及び更生保護事業を行う事業所が分類される。社会保険事業団体、福祉事務所、保育所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業などがここに入る。

Q 複合サービス事業 信用事業、保険事業又は共済事業と併せて複数の大分類にわたる各種のサービスを提供する事業所であって、法的に事業の種類や範囲が決められている郵便局（郵便局株式会社）、郵便局委託事業（簡易郵便局）、農林水産業協同組合等が分類される。なお、単一の事業を行う協同組合の事業所はその行う業務によりそれぞれの産業に分類される。

R サービス業（他に分類されないもの） 主として個人又は事業所に対してサービスを提供する他の大分類に分類されない事業所が分類される。

1 宗教 神道系、仏教系、キリスト教系並びにその他の宗教の各宗教系統ごとに、礼拝施設を備える宗教団体である神社、寺院、教会等及びこれらを含む宗教団体の事務所である教務本庁、宗務所、教団事務所等が分類される。

2 その他 廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業（製造と修理を分離し得ない各種機械等・同部品製造修理業など他に分類されないものを除く）、職業紹介・労働者派遣業、速記・ワープロ入力・複写業、建物サービス業、警備業、経済団体、労働団体、学術・文化団体、政治団体、集会場、と畜場、外国公館などがここに入る。

S 公務（他に分類されるものを除く） 国又は地方公共団体の機関のうち、国会、裁判所、中央官庁及びその地方支分部局、都道府県庁、市区役所、町村役場など本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う官公署が分類される。

T 上記以外のもの（分類不能の産業） 産業分類上、いずれの項目にも分類しえない事業所が分類される。これは主として調査票の入力が不備であって、いずれに分類すべきか不明の場合又は入力不詳で分類しえないものである。

(以下余白)

大学（大学院を含む）・短大・高専用

**【3】日本人学生留学状況調査
記入要領**

独立行政法人 日本学生支援機構（JASSO）

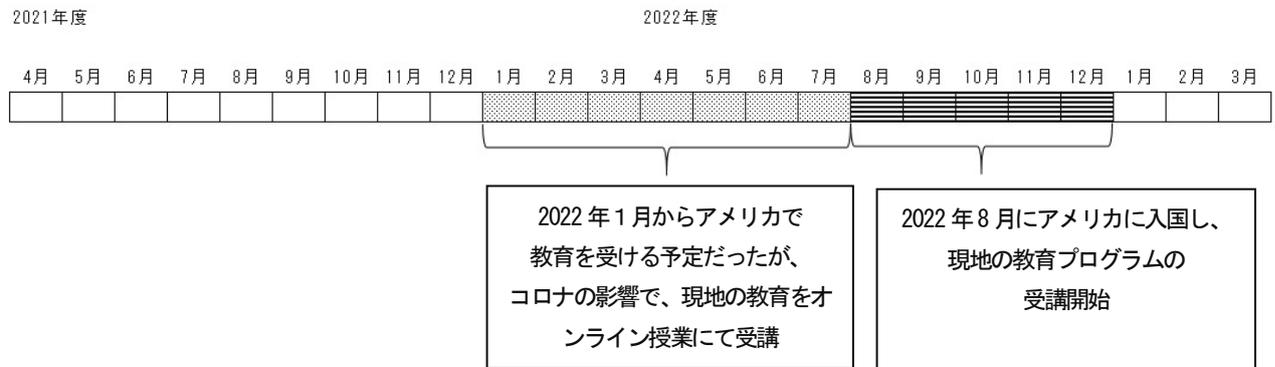
【3】「2021（令和3）年度日本人学生留学状況調査」記入要領
 ー大学（大学院を含む）・短期大学・高等専門学校用ー

1. 本調査は、教育又は研究等を目的として、2021年度中（2021年4月1日から2022年3月31日まで）に海外の大学等（海外に所在する日本の大学等の分校は除く。以下、「海外の大学等」という）で留学を開始した日本人学生について調査するものです（2021年3月31日以前から継続している留学は含みません）。

なお、本調査は、留学先に入国した年月日ではなく、留学先の現地で教育プログラムを受け始めた年月日にて、調査対象年度が定まります。留学先に入国する前に、オンライン授業にて受講を開始していたとしても、その期間は対象外となります。

（例）下記表の場合、2022年1月から留学先の授業をオンラインにて受講していますが、現地に入国していないため、2021年度は調査対象外。

2022年8月から現地にて教育を受けているため、来年度実施の「2022（令和4）年度日本人学生留学状況調査」の調査対象。



2. 本調査でいう「日本人学生」とは、「日本国籍を有する者」で日本人旅券により留学先国へ入国する者を指します。日本において「定住者」「永住者」等の在留資格の者は対象外となります。
3. 本調査の調査対象として、科目等履修生等、非正規の日本人学生も含まれます。
4. 本調査でいう「留学」とは、海外の大学等における教育又は研究等の活動及び、異文化体験・語学の実地習得、研究指導を受ける活動等、海外の教育機関（あるいはそれに付属する機関）と関連して行われる各種プログラムへの参加をいいます。

※本調査の対象

- ・大学や大学付属機関における研究、教育、学習
- ・民間の語学学校での語学研修
- ・現地での教育実習、研修等のうち、実習前又は後に指導教官等と意見交換や実習の評価を受けたりするもの
- ・現地の大学等と交流を行うもの・貴学（校）において単位授与を伴うもの

※本調査の対象外

- ・現地での学会やシンポジウムにおいて、研究交流を伴わない発表や参加のみを目的としたもの
 - ・企業や日本の関係機関（JICA、外務省等）でのインターンシップ、ワーキングホリデー、ボランティア
- ただし、上記「本調査の対象外」であっても、単位授与を伴ったり、指導教官等と意見交換や実習の評価を受けたりするものは、研究、教育等とみなし、本調査の対象となりますので、ご注意ください。

5. 2021年度中に留学した日本人学生に関する情報を一人につき1行ずつ入力してください。
なお、次に該当する場合は、同一人物であっても複数行にわたって、それぞれの情報に基づき、ご入力ください。
- ・当該期間に複数回留学した場合（同一国へ留学した場合も同様）
 - ・当該期間に複数国へ留学した場合（それぞれの国の留学期間に基づいて入力）
- ※一つのプログラムで、複数国へ留学する場合も同様。
6. 「協定等に基づかない」留学についても、貴学（校）が把握している日本人学生について、入力をお願いします。不明の項目がありましたら、「不明」に該当するコードを入力してください。
※協定に基づかずに、民間業者が契約・提携する海外の大学等での留学は、本調査の対象となります。

[本調査についての照会先]

(独) 日本学生支援機構 留学生事業部留学情報課 企画調査係
電話 03-5520-6111
FAX 03-5520-6121

照会の際は、以下のホームページにある「留学生調査に係る質問受付フォーム」からご登録をお願いいたします。

<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/educational/survey/ryugakuseichosa/daigaku/index.html>

<日本留学情報サイトトップページ → 教育機関関係者の方へ → 留学に係る調査 →
→ 留学生調査 → 大学・短期大学・高等専門学校>

【学校コード】(学校番号薄黄色セル)

「日本留学情報サイト」の以下のホームページにて「学校コード表」を参照し、該当コードを入力してください。
<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/educational/survey/ryugakuseichosa/daigaku/index.html>
 貴学(校)の学校コードは、本資料一式を送付した封筒の宛名ラベル右下にも印字されています。

【番号(連番)】(日1-1)

日本人学生一人につき、「0001」から4桁の通し番号を入力してください。(例: 一人目「0001」、二人目「0002」)
 なお、次に該当する場合は、同一人物であっても、それぞれの情報に基づき複数行にて入力いただき、番号(連番)も変えて入力してください。

- ・当該期間に複数回留学した場合(同一国へ留学した場合も同様)

例: Aさんが2021年5月にアメリカに留学し、同年7月に帰国。再び同年8月にアメリカに留学し、同年10月に帰国 → 2行にわたり、それぞれの留学状況について回答。

- ・当該期間に複数国へ留学した場合(それぞれの国の留学期間に基づいて入力。)

※一つのプログラムで、複数国へ留学する場合も同様です。

例: Bプログラムにおいて、Cさんが2021年5月にアメリカに留学し、同年7月にアメリカからオーストラリアに留学 → 2行にわたり、それぞれの留学状況について回答。

【国・地域コード】(日1-2)

協定先大学等の国・地域について、各種コード表の「3. 国・地域コード表」(53ページ)を参照し、該当コードを入力してください。

※香港に留学した場合は「香港」、台湾に留学した場合は「台湾」、マカオに留学した場合は「中国」に区分してください。

なお、国・地域が分からない場合は「801」(不明)を入力してください。

※中央アジア諸国は、700番台の欧州の欄に記載してありますので、ご注意ください。

【日本人学生の課程コード】(日1-3)

日本人学生の貴学(校)での在籍課程について、下表から、該当コードを入力してください。

大学院	博士課程	1
	修士課程	2
	専門職学位課程	3
大学学部・短期大学		4
高等専門学校		5

【性別コード】(日1-4)

下表から該当コードを入力してください。

男	1
女	2
回答できない(学校にて把握していない場合のみ)	3

ジェンダーに関する多様性に配慮して、学校にて性別の把握をしていない学生については、「回答できない3」を選択してください。

【留学先の専攻区分コード】(日1-5)

下表から該当コードを入力してください。

大学・大学院	コード
人文科学	0 1
社会科学	0 2
理学	0 3
工学	0 4
農学(獣医学)	0 5
農学(獣医学を除く)	0 6
保健(医・歯学)	0 7
保健(医・歯学を除く)	0 8
家政	0 9
教育	1 0
芸術	1 1
商船	1 2
その他	1 4
不明	1 5

短期大学	コード
人文	0 1
社会	0 2
工業	0 4
農業	0 6
保健(看護)	0 7
保健(看護を除く)	0 8
家政	0 9
教育	1 0
芸術	1 1
商船	1 2
教養	1 3
その他	1 4
不明	1 5

高等専門学校	コード
人文	0 1
社会	0 2
工業	0 4
芸術	1 1
商船	1 2
その他	1 4
不明	1 5

※留学先での専攻区分が対象です。

※各区分にどの小分類(学科)が含まれるかについては、各種コード表(54~67ページ)を参照してください。

※語学研修のみを目的とする留学は、「01」を入力してください。

※一度の留学で専攻区分と学校種が異なる場合、当該留学の主たる目的の専攻区分と学校種を記載してください。

(例)前半は大学付属の語学学校で学び、後半は社会学部で学ぶ日本人学生

→ 留学生の専攻区分は「社会科学02」、留学先の学校種は「大学学部・短期大学レベル3」

【留学先の学校種コード】(日1-6)

留学先の学校種について、下表から該当コードを入力してください。

大学院	博士レベル	1
	修士レベル	2
大学学部・短期大学レベル		3
ランゲージセンター等の大学附置施設		4
専門学校レベル		5
民間等の語学学校		6
その他		7
不明		8

※留学先の学校種が不明な場合には、派遣した日本人学生の日本での在学段階を入力してください。

【協定コード】(日1-7)

該当する日本人学生の留学について、協定等制度の有無について、下表から該当コードを入力してください。

協定等制度に基づく留学	1
協定等制度なし	2

※「協定等制度に基づく留学」とは、派遣元と派遣先の大学長、学部長等により取り交わされた正式文書が存在するか、正式文書の取り交わしが無くとも、学生交流に関わる事務文書等が貴学に存在し、交流実績がある取り決め、又は覚書等により日本人学生を派遣するものを指します。

※協定校であっても、長期休暇中に自分で留学する等協定制度を利用していない場合には、「協定等制度なし2」を入力してください。

【協定番号（連番）】（日1-8）

同一の協定等に基づき留学した日本人学生には、同一の協定番号をつけてください。

協定等1件につき一つの協定番号です（留学1件につき一つではありません）。

※協定番号は「001」から順に3桁の番号をつけてください。

※大学間協定、学部・研究科間協定（複数学部等の場合も含む）についても、留学実績のあった協定等を1協定とみなし、同一の協定番号を対応させて入力してください。

※「協定に基づかない」留学の場合、この項目には必ず「999」と入力してください。

具体例

- ・協定コードが「協定等制度に基づく留学 1」の場合 → 協定ごとに協定番号をつける
5名留学し、全員が同一の協定に基づいた留学の場合、5名とも協定番号は「001」
5名留学し、3名が協定A、2名が協定Bに基づき留学した場合、3名は協定番号「001」、2名は「002」
- ・協定コードが「協定等制度なし 2」の場合 → 協定番号（連番）は「999」を入力

【休学コード】（日1-9）

当該する日本人学生の、留学中の休学の有無について、下表から該当コードを入力してください。

休学あり	1
休学なし	2
不明	3

【単位授与コード】（日1-10）

貴学（校）において単位授与を伴うプログラムかどうか（単位認定の有無）について、下表から該当コードを入力してください。なお、当該プログラムに関し、学則上の設置科目と位置づけて成績評価を行う教員を配置しているかについては、特に問いません。

単位授与を伴う	1
単位授与を伴わない	2
不明	3

※留学先の大学における単位授与の有無は対象としません。

※留学した日本人学生が実際に単位を取得したかどうかに関わらず、プログラムが単位授与を伴うものであるかどうかでご回答ください。

【留学先の大学等が開設する正規科目の履修の有無】（日1-11）

留学先の大学等が開設する正規科目の履修の有無について、下表から該当コードを入力してください。

正規科目の履修あり	1
正規科目の履修なし	2
不明	3

※「正規科目の履修あり」については、①科目を留学先大学等が正規プログラムの一環として組み入れている、②科目の受講により留学先大学等から成績証明書または修了書の証明書が発行される、等が判断基準となります。

※語学学校についても、留学先の語学学校から成績証明書または修了書等の証明書が発行されるか否かにより判断します。

【留学期間コード】(日1-12)

留学期間について、下表から該当コードを入力してください。

2週間未満	0	1	1年以上1年6か月未満	0	6
2週間以上1か月未満	0	2	1年6か月以上2年未満	0	7
1か月以上3か月未満	0	3	2年以上3年未満	0	8
3か月以上6か月未満	0	4	3年以上	0	9
6か月以上1年未満	0	5	不明	9	9

※当該日本人学生が実際に期間を満了したか否かについては問いません。当該日本人学生が留学を開始した時点における留学予定期間（プログラムの開始から終了まで等）を入力してください。

なお、留学先に入国しないで、オンライン授業を受講していた期間は含めないでください。

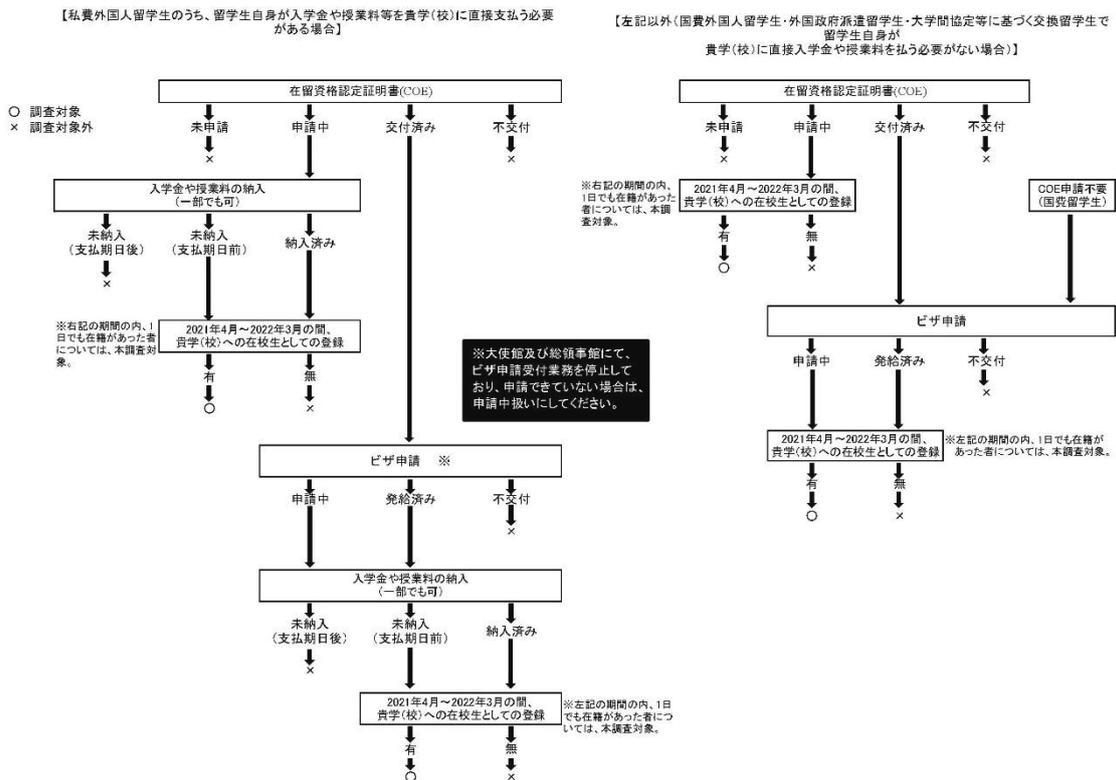
大学（大学院を含む）・短大・高専用

**【4】外国人留学生年間受入れ状況調査
記入要領**

独立行政法人 日本学生支援機構（JASSO）

【4】「2021（令和3）年度外国人留学生年間受入れ状況調査」記入要領
 一大学（大学院を含む）・短期大学・高等専門学校用一

- 本調査は、当該年度内である1年間の外国人留学生総数を把握するために、実施しています。今年度の調査は、**2021年4月1日から2022年3月31日までの間に、一日でも貴学（校）に在籍していた外国人留学生が調査の対象となります。調査対象学生に変更はありませんが、今年度より試行的に集計後の人数を入力いただく様式に変更いたしました**（対象外国人留学生1人につき1行の入力は必要ありません）。
- 本調査でいう「外国人留学生」とは、「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める「留学」の在留資格により、我が国の大学（大学院を含む）、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関において教育を受ける外国人学生を指します。
 ※正規生・非正規生の別、修了・退学の別は問いません。
 ※交換留学生や現在も在籍している外国人留学生も含まれます。
 ※「研究」「家族滞在」等、「留学」以外の在留資格の者は本調査の対象となりません。
 ※在外日本人の日本への「留学」は本調査の対象とはなりません。
 ※オンライン授業を前提としたカリキュラム（来日不要のカリキュラム）を受講する外国人学生は本調査の対象となりません。
- 2022年3月31日までに来日できていない外国人留学生の取り扱いについては、次の図を参照してください。



- 2022年3月31日時点で来日していない者で上記3. で調査対象となった場合でも、以下のいずれかに該当する場合は、調査対象外となります。
 - 入学してから一度も来日しておらず、今後も来日する予定がない者
 - 来日せず、オンライン授業等のみで既に教育を終えた者
 ※回答時点において、来日の予定(目的)が立っていない場合でも来日の意思がある者については対象となります。

5. 留学生自身が入学金を直接支払う必要がある私費外国人留学生で、かつ入学金を納入していない者は、学校の在籍管理者名簿等（自校の在校生名簿）に氏名があったとしても調査対象外となります。ただし、支払期限前で、かつ在籍管理者名簿等に氏名がある場合は、調査対象となります。
6. 2022年3月31日現在、在留資格認定証明書（COE）を申請中・交付済みであっても、入学年月が2022年4月1日以降の入学者は本調査の対象外となります。
7. 外国人留学生の在籍が遡って取り消され、2021年4月～2022年3月の在籍がないものとみなされた場合は、調査対象外となります。
8. 2022年3月31日現在は申請中だった在留資格認定証明書（COE）またはビザが、それ以降の審査結果にて、不交付となった場合は、無条件で調査対象外となります。

〔本調査についての照会先〕

（独）日本学生支援機構 留学生事業部留学情報課 企画調査係
電話 03-5520-6111
FAX 03-5520-6121

照会の際は、以下のホームページにある「留学生調査に係る質問受付フォーム」からご登録をお願いいたします。

<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/educational/survey/ryugakuseichosa/daigaku/index.html>

＜日本留学情報サイトトップページ → 教育機関関係者の方へ → 留学に係る調査 →
→ 留学生調査 → 大学・短期大学・高等専門学校＞

【学校コード】

以下のホームページにて「学校コード表」を参照し、該当コードを入力してください。

<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/educational/survey/ryugakuseichosa/daijaku/index.html>

※貴学（校）の学校コードは、本資料一式を送付した封筒の宛名ラベル右下にも印字されています。

◎調査票への記入方法

外国人留学生の出身国・地域ごとの人数を、在籍区分別に入力してください。

記入・入力が完了したら、調査票の上部に記載される合計人数（自動計算による集計人数）について、間違いがないか確認してください。

※該当する外国人留学生がない欄への0（ゼロ）の入力は不要です。

※「2021（令和3）年度外国人留学生在籍状況調査」で報告している外国人留学生であるかどうかに関わらず、2021年4月1日から2022年3月31日までの間に一日でも在籍していた外国人留学生の人数を集計し、入力ください。

※年度途中で大学学部から大学院に進学する等、貴学（校）内で在籍区分が変わる場合は、在籍区分ごとにカウントし、それぞれ修了時点及び2022年3月31日時点の状況に対応した在籍区分にて回答してください。

【在籍区分について】

「在籍状況調査」において設定している「在籍区分コード」と同じ区分の考え方にに基づき集計してください。

1. 博士前期課程、5年一貫制博士課程1、2年次は「修士課程」としてください。
2. 「非正規生」とは、研究生、聴講生、科目等履修生等をいいます。
（例）国費研究留学生で、大学院修士課程で学んでいるが2022年3月31日時点は研究生扱いの外国人留学生
→「大学院」の「非正規生」として集計してください。
3. 「専攻科」とは、大学等を卒業した者又は同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、修業年限が1年以上とされる教育課程であり、学校教育法により大学等が設置できることとされているものをいいます。
4. 「別科」とは、大学入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、修業年数が1年以上とされる教育課程であり、学校教育法により大学、短期大学が設置できることとされているものをいいます。

【国費外国人留学生・私費外国人留学生について】

調査票に記載している「国費」は「国費外国人留学生」、「私費」は「私費外国人留学生」を指します。「外国人留学生在籍状況調査」において設定している留学生区分と同じ考え方にに基づき、人数を集計、入力してください。

※過去においていかなる区分であったかは問いません。2022年3月31日時点（年度途中で貴学（校）を終了した場合は、修了時点）の状況に基づき、集計してください。

（例）2019年9月に国費留学生に採用されたが期限が切れて、2021年9月から2022年3月までは私費外国人留学生
→私費外国人留学生として集計してください。

※「国費外国人留学生」とは、「国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文科大臣裁定）」に定める「国費外国人留学生」、及び日韓共同理工系学部留学生・日韓共同高等教育留学生のうち日本政府負担の外国人留学生をいいます。

※マレーシア政府派遣留学生から国費留学生に採用された留学生は、国費外国人留学生として集計してください。

【国・地域について】

外国人留学生の出身国・地域について、各種コード表の「3. 国・地域コード表」（53ページ）と同じ国・地域を設定しています。

※出身国・地域は、旅券又は在留カードに記載されているものとします。ただし、台湾出身の学生は在留カードの記載に関わらず「台湾」に区分してください。

※香港出身の学生は、「香港」に区分してください。マカオ出身の学生は、「中国」として集計してください。

※いわゆる「多重国籍」の状態にある学生の場合、日本に入国した際の旅券や在留カード等に従って、入力してください。

※中央アジア諸国は、700番台の欧州の欄に記載してありますので、ご注意ください。

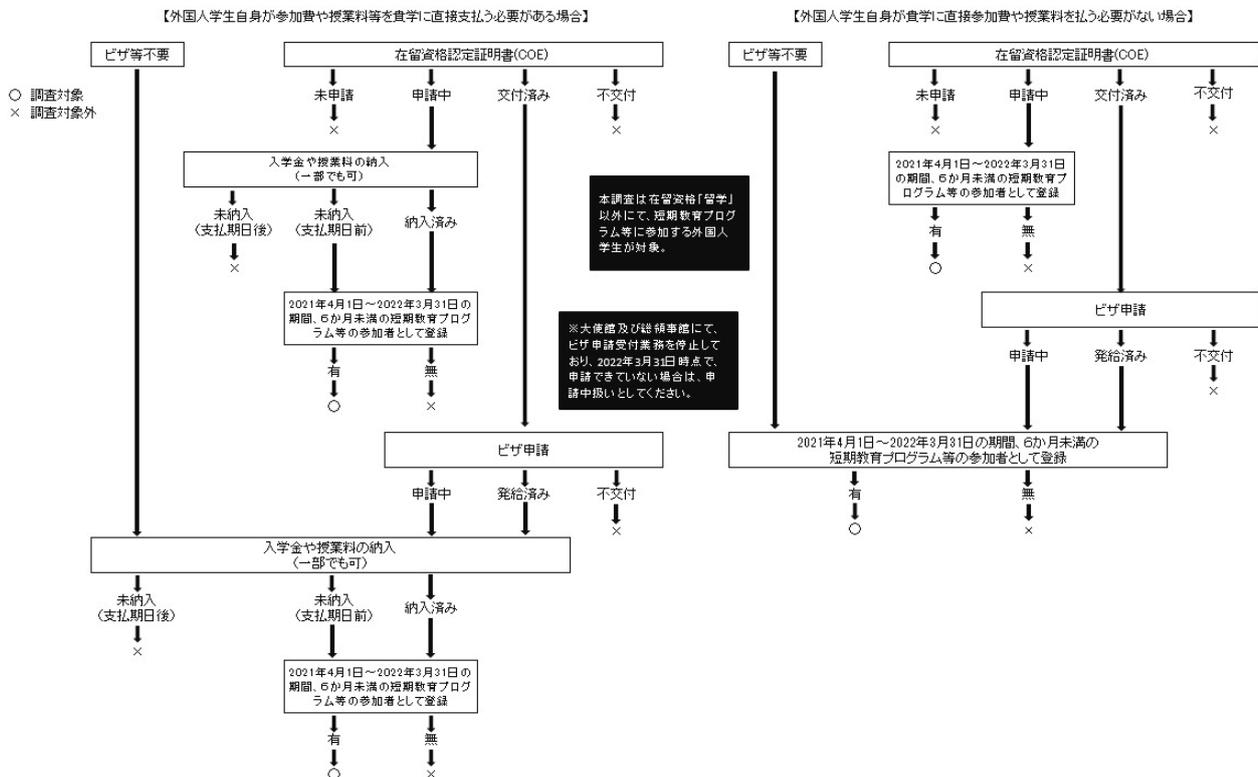
**【5】短期教育プログラムによる
外国人学生受入れ状況調査
記入要領**

【5】「2021（令和3）年度短期教育プログラムによる外国人学生受入れ状況調査」記入要領
 —大学（大学院を含む）・短期大学用—

- 本調査は、2021年度中（2021年4月1日から2022年3月31日まで）に教育、研究、異文化体験、語学の実地習得等を目的として、大学等における学則上の設置科目の受講を伴って実施する、または学則上の設置科目ではないもののサーティフィケート（受講証明証）等の発行を伴って実施する、6か月未満の学位取得を目的としない短期教育プログラム等による外国人学生の受入れ状況について調査するものです。
 ※オンライン授業を前提としたカリキュラム（来日不要のカリキュラム）を受講する外国人留学生は本調査の対象となりません。
- 本調査でいう「外国人学生」とは、「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める「留学」の在留資格によらず、「短期滞在」等の在留資格により、我が国の大学（大学院を含む）、短期大学における学則上の設置科目の受講を伴って実施するもの、または学則上の設置科目ではないものの、大学等として公式に受入れ、6か月未満の学位取得を目的としない短期教育プログラム等に参加するものをいいます（貴学における学籍上の在籍は問いません）。なお、ビザが不要な外国人学生も対象になります。
- 2021年度中（2021年4月1日から2022年3月31日まで）に、貴学の実施した短期教育プログラムに参加した外国人学生（在留資格「留学」の外国人留学生は除く）の情報を一人につき1行ずつ入力してください。年度中に同一の外国人学生が複数回参加した場合は、それぞれの参加を1件とカウントし、複数行入力してください。

※在留資格「留学」で、2021年度中に貴学に在籍した外国人留学生については、【5】「2021（令和3）年度外国人留学生年間受入れ調査」に入力してください。

- 2022年3月31日までに来日できていない外国人学生の取り扱いについては、次の図を参照してください。



5. 2022年3月31日現在は申請中だった在留資格認定証明書（COE）またはビザが、それ以降の審査結果にて、不交付となった場合は、無条件で調査対象外となります。
 6. 2022年3月31日までに来日しているか否かは問いません。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、調査対象外となります。
 - ①入学してから一度も来日しておらず、今後も来日する予定がない者
 - ②来日せず、オンライン授業等のみで教育を終えた者
- ※回答時点において、来日予定が（目途）立っていない場合でも来日の意思がある者については対象となります。
7. 学生自身が受講料等を直接支払う必要がある外国人学生で、かつ受講料等を納入していない者は、学校の短期プログラム参加者名簿等に氏名があったとしても調査対象外となります。ただし、支払期限前で、かつ在籍管理者名簿等に氏名がある場合は、調査対象となります。
 8. 外国人学生の参加が遡って取り消され、2021年4月～2022年3月の参加がないものとみなされた場合は、調査対象外となります。
 9. 本調査は、2021年4月～2022年3月に短期教育プログラムに参加した者に限ります。2022年3月31日現在、在留資格証明書（COE）を申請中・交付済みであっても、プログラム開始期間が2022年4月1日以降の者は本調査の対象外となります。

〔本調査についての照会先〕

(独) 日本学生支援機構 留学生事業部留学情報課 企画調査係
電話 03-5520-6111
FAX 03-5520-6121

照会の際は、以下のURLのサイトにある「留学生調査に係る質問受付フォーム」からご登録をお願いいたします。

<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/educational/survey/ryugakuseichosa/daigaku/index.html>

<日本留学情報サイトトップページ → 教育機関関係者の方へ → 留学に係る調査 →
→ 留学生調査 → 大学・短期大学・高等専門学校>

【学校コード】(学校番号・薄黄色セル)

以下のホームページにて「学校コード表」を参照し、該当コードを入力してください。

<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/educational/survey/ryugakuseichosa/daijyaku/index.html>

貴学の学校コードは、本資料一式を送付した封筒の宛名ラベル右下にも印字されています。

【番号(連番)】(短1-1)

外国人学生一人につき、「0001」から4桁の通し番号を入力してください。(例：一人目「0001」、二人目「0002」)

【実施レベルコード】(短1-2)

貴学の実施レベル課程について、下表から、該当コードを入力してください。

大学院	博士課程	1
	修士課程	2
	専門職学位課程	3
大学学部レベル		4
短期大学レベル		5
レベルを判断できない		6

【研究区分コード】(短1-3)

下表から該当コードを入力してください。

大学・大学院	コード		短期大学	コード	
人文科学	0	1	人文	0	1
社会科学	0	2	社会	0	2
理学	0	3			
工学	0	4	工業	0	4
農学(獣医学)	0	5			
農学(獣医学を除く)	0	6	農業	0	6
保健(医・歯学)	0	7	保健(看護)	0	7
保健(医・歯学を除く)	0	8	保健(看護を除く)	0	8
家政	0	9	家政	0	9
教育	1	0	教育	1	0
芸術	1	1	芸術	1	1
商船	1	2	商船	1	2
			教養	1	3
その他	1	4	その他	1	4
不明	1	5	不明	1	5

※語学研修のみを目的とするものは、「01」を入力してください。

※各区分にどの小分類(学科)が含まれるかについては、各種コード表(54~66ページ)を参照してください。

【国・地域コード】(短1-4)

外国人学生の出身国・地域について、各種コード表の「3. 国・地域コード表」(53ページ)を参照し、該当コードを入力してください。

※出身国・地域は、旅券又は在留カードに記載されているものとします。ただし、台湾出身の学生は在留カードの記載に関わらず「台湾」に区分してください。

※香港出身の学生は、「香港」に区分してください。マカオ出身の学生は、「中国」に区分してください。

※いわゆる「多重国籍」の状態にある学生の場合、日本に入国した際の旅券や在留カード等に従って、入力してください。

※中央アジア諸国は、700番台の欧州の欄に記載してありますので、ご注意ください。

【性別コード】(短1-5)

下表から該当コードを入力してください。

男	1
女	2
不明または回答できない(学校にて把握していない場合のみ)	3

在籍管理等において不明の場合や、ジェンダーに関する多様性に配慮して、学校にて性別の把握をしていない学生については、「不明または回答できない3」を選択してください。

【プログラム直前の在籍機関コード】(短1-6)

外国人学生の在籍機関について、該当コードを入力してください。その際、当該機関の在籍状況(卒業・離職等)は問いません。下表※①~⑤は各種コード表の「直前の在籍機関コード別表」(68~76ページ)を参照してください。

項目		コード	
海外に所在する機関	在学	高等学校	0 0 1
		日本語学校(在外教育施設(高等部)①、準備教育課程を設けている教育施設の当該課程②を除く)	0 0 5
		専門学校・各種学校	0 0 6
		大学(大学院を含む)	0 0 7
		その他高等教育機関(短期大学等)	0 0 8
		上記のいずれにも属さない教育機関(インターナショナルスクールを含む)	0 0 9
	在職	研究機関・大学(講師等)	0 1 0
		官公署、一般企業等(アルバイト・パートタイムを含む)	0 1 1
	その他	兵役・無職・不明等	0 8 8
	日本に所在する機関	在学	高等学校
準備教育課程を設けている教育施設(③及び④)			2 0 2
専修学校(専門課程)			2 0 5
高等専門学校			2 0 7
短期大学			2 0 8
大学・短期大学の日本語別科・留学生別科(大学等に附置された日本語教育施設を含む)			2 0 9
大学			2 1 1
大学院			2 1 2
日本語教育機関 ※⑤(専修学校、準備教育課程を設けている教育施設③及び④を除く)			2 1 3
上記のいずれにも属さない教育機関		2 7 7	
在職		研究機関・大学(講師等)	2 1 4
		官公署、一般企業等(アルバイト・パートタイムを含む)	2 1 5
その他		無職・不明等	2 8 8
所在地不明(所属機関の種類は問わない)		8 8 8	

- 「在外教育施設」とは、学校教育法施行規則に基づき、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定又は指定した海外の教育施設をいいます。別表①(68ページ)を参照してください。
- 「準備教育課程を設けている教育施設の当該課程」とは、文部科学大臣の指定により我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程をいいます。海外に所在する機関は別表②(68ページ)を、日本に所在する機関は別表③④(69ページ)を参照してください。なお準備教育課程を設けている機関であっても、外国人学生が当該課程の所属でなければコードが異なります。

「日本語教育機関」とは、別表⑤(70～76ページ)の法務大臣が告示をもって定める日本語教育施設をいいます。別表⑤に記載されている教育施設でも、別表③④(69ページ)の準備教育課程や認定対象外のコース出身の外国人学生は、それぞれ前ページの表で別途設定されている該当コードを入力してください。

【協定コード】(短1-7)

当該短期教育プログラムにおける協定等制度による受入れの有無について、下表から該当コードを入力してください。

協定等制度による受入れ	1
協定等制度によらない受入れ	2

※本調査でいう「協定等制度」とは、両大学長、学部長等の押印又はサインを交わした正式文書が存在するものだけでなく、正式文書としては両大学間で取り交していても、学生交流に関わる事務文書が貴学に存在し、交流実績を有する取決め又は覚書等が存在するものを指します。

【学則上の設置科目コード】(短1-8)

当該短期教育プログラムにおいて、貴学における学則上の設置科目の受講の有無について、下表から該当コードを入力してください(単位授与の対象かどうかについては、特に問いません)。

学則上の設置科目の受講あり	1
学則上の設置科目の受講なし	2

【住居形態コード】(短1-9)

当該外国人学生のプログラム参加中の住居形態について、下表から該当コードを入力してください。

学校が設置する留学生向け宿舍	1	1	支援協紹介の社員寮	2	6
学校による留学生向け借り上げ宿舍	1	2	都市再生機構設置住宅	2	7
日本学生支援機構が設置する宿舍	2	1	一般学生用寮・宿舍	3	1
地方公共団体が設置する宿舍	2	2	民間企業の社員寮(支援協紹介を除く)	4	1
公益法人等が設置する宿舍	2	3	民間宿舍・アパート	4	2
「特定目的借上公共賃貸住宅制度」活用住宅の借り上げ	2	4	ホームステイ	4	3
公営住宅	2	5	住居未定	4	4

その他	4	5
-----	---	---

- ① 学校が設置する留学生向け宿舍
貴学が設置したか、他学が設置したかは問いません。
※日本人学生との混在型もこちらで回答してください。
- ② 学校による留学生向け借り上げ宿舍
貴学が民間賃貸住宅や公営住宅等を借り上げて外国人学生に貸与する宿舍をいいます。
- ③ 日本学生支援機構が設置する宿舍
本機構が設置している下記の国際交流会館等をいいます。

・東京日本語教育センター留学生寮	・大阪日本語教育センター留学生寮
・東京国際交流会館	・兵庫国際交流会館

- ④ 地方公共団体が設置する宿舍
地方公共団体が設置又は所管の公益法人が管理・運営する「国際交流会館」「留学生会館」等の外国人学生受入れ宿舍をいいます。日本人学生の有無や人数の多寡は問いません。
- ⑤ 公益法人等が設置する宿舍
地方公共団体所管以外の公益法人等が設置・管理・運営又は民間団体が設置した「国際交流会館」「留学生会館」等の外国人学生受入れ宿舍をいいます。日本人学生の有無や人数の多寡は問いません。

- ⑥ 「特定目的借上公共賃貸住宅制度」活用住宅の借り上げ
地方公共団体等が国土交通省の「特定目的借上公共賃貸住宅制度」を活用して建設された民間賃貸住宅を借り上げ、外国人学生に貸与しているものをいいます。
- ⑦ 公営住宅
「学校による留学生向け借り上げ宿舎12」以外の公営住宅をいいます。地方公共団体等が外国人学生向けに借り上げているものも含まれます。
- ⑧ 支援協紹介の社員寮
(公財) 留学生支援企業協力推進協会が実施する「社員寮への留学生受入れプログラム」により入居する宿舎をいいます。
- ⑨ 都市再生機構設置住宅
「学校による留学生向け借り上げ宿舎12」以外の(独)都市再生機構が設置した住宅をいいます。地方公共団体等が外国人学生向けに借り上げているものも含まれます。
- ⑩ 一般学生用寮・宿舎
主に日本人学生の受入れを目的として学校が設置している宿舎のことをいいます。貴学が設置したか、他学が設置したかは問いません。
- ⑪ 民間企業の社員寮(支援協紹介を除く。)
「支援協紹介の社員寮」を除く、民間企業社員寮のことをいいます。
- ⑫ 民間宿舎・アパート
上記以外で外国人学生個人(又は親族等の代理人)が不動産業者等と賃貸契約を結び入居する宿舎をいいます。
- ⑬ ホームステイ
日本に居住している配偶者又は親族以外の一般家庭に同居する場合をいいます。
※在留資格が「留学」でない配偶者や親族の住居に居住している場合は「その他45」を入力してください。
- ⑭ 住居不明
学校にて住居形態を把握していない場合をいいます。
- ⑮ その他
上記のいずれにもあてはまらない場合をいいます。

【プログラム期間コード】(短1-10)

当該短期教育プログラム期間について、下表から該当コードを入力してください。

2週間未満	0	1
2週間以上1か月未満	0	2
1か月以上3か月未満	0	3
3か月以上6か月未満	0	4

※外国人学生が実際に期間を満了したか否かについては問いません。